

INTERJURIST

日本国際法律家協会 Email jalisa@jalisa.info

〒160-0007 東京都新宿区荒木町20-4-906 Tel 03-3225-1020 Fax 03-3225-1025

No.187

2016年2月1日発行

定価1000円

JP番号:01025777

■ 第6回アジア太平洋法律家会議(COLAP-6)

- | | |
|---|---|
| ■ IADL BUREAU パリ会議報告(2015年12月1日~5日) IADL BUREAU 笹本潤 | 1 |
| ■ 第3回「原発と人権」全国研究交流集会における「核兵器と原発」分科会のご案内 | 3 |
| 日本反核法律家協会事務局長／日本国際法律家協会理事 大久保賢一 | 8 |

■ 総会報告

- | | |
|--|----|
| □ 記念講演 清水雅彦氏(日本体育大学・憲法学)安保法制のその後；平和への権利と9条
青山学院大学教授 新倉修 | 10 |
| □ ミンダナオをルマド民族のキリング・フィールドとさせない ミンダナオのルマドの闇いと人権侵害
ルイシット・マジャダ・ポンゴス | 13 |
| □ 第38回定期総会の報告
日本国際法律家協会事務局長 長谷川弥生 | 17 |
| □ 総会に参加して
日本国際法律家協会理事 菅野亨一 | 23 |
| □ 総会メッセージ
日本国際法律家協会役員(2016~2017年度) | 24 |

■ JALISAの活動に役に立つ書籍紹介

- | | |
|---|----|
| □ 『明治日本の植民地支配—北海道から朝鮮へ』
『個人主義』大國イランー群れない社会の社交的なひとびと』
室蘭工業大学大学院工学研究科准教授 清末愛砂 | 42 |
|---|----|

- | | |
|---|----|
| □ 新連載コラム：「JALISAの活動とわたし」
日本国際法律家協会副会長 白石光征 | 44 |
|---|----|

- | | |
|---|----|
| □ 鍛冶利秀弁護士を偲ぶ
青山学院大学教授 / 日本国際法律家協会副会長 新倉修 | 42 |
|---|----|

- | | |
|--|----|
| 日本国際法律家協会『INTERJURIST』投稿論文について
日本国際法律家協会『INTERJURIST』投稿規程 | 48 |
|--|----|

- | | |
|--------------|----|
| ■ JALISA活動日誌 | 49 |
|--------------|----|

- | | |
|--------|----|
| ■ 編集後記 | 50 |
|--------|----|

■ 国内問題

- | | |
|---|----|
| □ 戦争法廃止に向けての法律家6団体の活動 弁護士 宮坂浩 | 26 |
| □ 「戦争法の廃止を求める統一署名」のお願い | 28 |
| □ 憲法9条は世界の宝！
平和憲法を守り、活かし、世界に広げるのはわたしたち！
「憲法9条を保持している日本国民にノーベル平和賞を！」
「憲法9条にノーベル平和賞を」実行委員会 共同代表 鷹巣直美 | 29 |

■ 平和への権利

- | | |
|---|----|
| □ 紛争の文化から平和の文化へ——クリスチャン・ギジェルメ & ダヴィド・フェルナンデス論文の紹介
東京造形大学教授 前田朗 | 31 |
|---|----|

■ アフガニスタン再訪－

- | | |
|--|----|
| 軍事攻撃の後遺症を考える
室蘭工業大学大学院工学研究科
准教授 清末愛砂 | 37 |
|--|----|

INTERJURIST

Tel 03-3225-1020 Fax 03-3225-1025

E-mail jalisa@jalisa.info

20-6-906, Araki-town, Shinjuku, Tokyo 160-0007

Japan Lawyers International Solidarity Association

CONTENTS

No.187 Feb 1, 2016

- Sixth Conference of Lawyers of Asia and the Pacific (COLAP-VI)
- Report on Paris Meeting

Jun SASAMOTO, IADL Bureau 1

- Invitation to the Breakout Session “Nuclear Weapons and Nuclear Power” in the Third Nationwide Research and Exchange Conference in Fukushima on Nuclear Power and Human Rights

Kenichi OHKUBO, JALANA Secretary-General/ JALISA Board member 3

- Plenary Session Report

- Commemorative Speech

Nippon Sport Science University, Constitutional Law
Subsequent Developments in Security Legislation: The Right to Peace and Article 9
Osamu Niikura, Professor, Aoyama Gakuin University 10

- Don't Let Mindanao Become a Killing Field for the Lumad: The Struggle of Mindanao's Lumad and the Violation of Human Rights

Luisito Mallada Pongos 13

- Report on the 38th Regular General Assembly

Yayoi HASEGAWA, /JALISA Secretary-General

- Thoughts on the General Assembly

Kyoichi KANNO, JALISA Board member 17

- General Assembly Message

24

- Japan Lawyers International Solidarity Association Officers (2016–2017 Fiscal Year)

■ Domestic Problems

- Activities of Six Lawyers' Organizations to Abolish War Legislation

Hiroshi MIYASAKA, Lawyer 26

- Request for Signatures on Joint Petition Drive to Abolish War Legislation

28

- Article 9 of Japan's Constitution is a world treasure! We are the ones who defend and implement the Peace Constitution, and promulgate it worldwide! The Nobel Peace Prize should go to the Japanese people, who uphold Article 9!
Naomi TAKASU, Joint Representative, Executive Committee for “The Nobel Peace Prize for Article 9 of the Japanese Constitution” 29

■ The Right to Peace

- Christian Guillermet Fernández and David Fernández Puyana, From a Culture of Conflict to a Culture of Peace

Akira MAEDA, Professor, Tokyo Zokei University 31

■ Revisiting Afghanistan: A Look at the Aftermath of Military Attacks

Aisa KIYOSUE, Associate Professor, Muroran Institute of Technology 37

■ Books Useful for JALISA Activities

- Colonial Control of the Meiji-Era Japan, from Hokkaido to Korea

The “Individualism” Superpower Iran: Sociable People in a Society Where People Don't Group

Aisa KIYOSUE, Associate Professor, Muroran Institute of Technology 42

- New Column Series: My Involvement with JALISA Activities

Mitsumasa SHIRAISHI, JALISA Vice-President 44

- In memory of Toshihide Kaji

Osamu Niikura, Professor, Aoyama Gakuin University, JALISA Vice-President

42

Submitting Manuscripts to JALISA's INTERJURIST

48

Submission Rules for JALISA's INTERJURIST

49

■ JALISA Diary

50

■ Editorial Notes

50

第6回アジア太平洋法律家会議 (COLAP-6)

2016年6月17~19日に、アジア太平洋地域の法律家が5年に一度集まるアジア太平洋法律家会議がネパール・カトマンズで開催されます。本来は昨年6月に開催する予定でしたが、ネパールの大震災で一年延期になっていました。ネパールは、震災から復活して活気を取り戻しており、現地の準備委員会多くのアジアの法律家の参加を待っています。

現在のアジアを取り巻く情勢は他の地域と比べても厳しいものがあります。

平和の問題では、南シナ海、東シナ海の紛争、北朝鮮の核ミサイル実験、沖縄・フィリピン・韓国の米軍基地問題、日本の安保法制の問題など、いつ国同士の紛争が起きかねず、地域的な解決が求められている課題が多くあります。また、人権や民主主義の問題においては、弁護士法律家に対する弾圧は私たちの想像以上にひどく(特に、パキスタン、フィリピンなど)、先住民、女性、労働者の人権の侵害がひどく、日本の多国籍企業が関与している場合もあります。アジアの地域内での移民や難民の問題を通して、貧困の問題や差別、南北経済格差の問題も見えてきます。また原発輸出に伴う輸出国・輸入国の法律家の問題、南アジアでの環境破壊も進んでいます。他方、この間の新しい動きとしては、ネパールでは新憲法が公布され、ミャンマーの選挙では、軍政でない民主勢力側が勝利しました。

これらの問題に対して、アジア地域の法律家が、共通の問題意識をもって、どのように連帯して取り組めるのか、それを話し合うのがCOLAP(アジア太平洋法律家会議)です。

また、今回のCOLAPのもう一つの目玉として、アジア地域の法律家組織を立ち上げることが予定されています。COLAPは、1980年代から、インド、日本、ベトナム、韓国、フィリピンで約5年に一度の割合で会議を開催してきました。しかし、アジアで生起する多くの問題に対応するためには、アジアに恒常的な組織を作る必要性が言われ、今回ようやく立ち上げを会議で発表できる予定です。将来のアジア共同体を見据えても、法律家のような民間レベル、NGOの動きは重要な役割を果たします。

前々回(2005年)は韓国・ソウルで、前回(2010年)はフィリピン・マニラで、200~300人規模の法律家が集まりました。日本からも、毎回30人~100人以上の規模で参加してきました。アジアの法律家と交流し、視野を広げて、世界やアジアからの視点で日本の問題を考える上で絶好的の機会です。是非ご参加ください。

会議後の6月20日からは、美しい沼と湖から目の前のヒマラヤを見渡せるリゾート地・ポカラへのオプショントラベルも用意しています。会議は、法律家だけでなく、市民や家族の方の参加も歓迎です。

【会議開催要綱】

第6回アジア太平洋法律家会議 (COLAP-6)

日程: 2016年6月17~19日

場所: ネパール・カトマンズ

スケジュール:

6月17日(金) 夕方から 開会式など

6月18日(土) 分科会(平和・人権)、サイドイベント

6月19日(日) 分科会(開発・民主主義)、閉会式

費用の目安: 会議のみ参加は、20万円前後(国法協の会員は割引があります)

会議とポカラのオプショナルツアーは、30~35万円

参加国: 10~20ヶ国のアジア太平洋地域の法律家

お申込みは、日本国際法律家協会を経由してお願いします。

連絡先・申込先 日本国際法律家協会

電話: 03-3225-1020 FAX: 03-3225-1025 メール: jalisa@jalisa.info

COLAP6カンパのお願い

第6回アジア太平洋法律家会議 (COLAP6) には、通訳費用、レポートの翻訳費用、大会登録費用、その他雑費などで多額の費用がかかることが想定されており、代表団参加者が拠出する共通経費だけで、これらの費用をまかなうことは難しいのが実情です。したがってCOLAP6の費用のために、カンパのお願いをさせていただきます。

協会財政を支えるため、是非ご協力ををお願いいたします。

振込先

郵便振込 口座番号 00170-1-91322
口座名 日本国際法律家協会

みずほ銀行 口座番号 (普) 1042440
市ヶ谷支店 口座名 国際法協(コクサイホウキョウ)

ADL BUREAU パリ会議報告 (2015年12月1日~5日)

IADL BUREAU 篠本潤

1. はじめに

11月13日のテロの直後のパリでの会議だけに、緊張感も走ったが、今年6月の不ハールでCOLAP-6と同時に開かれる予定だったBUREAU会議が大地震により中止になったこともあり、参加者はいつもより多く20ヶ国になった。12月1～3日がIADL BUREAU会議、12月4、5日が国連憲章70周年会議（IADL主催）だった。

憲章70周年会議（IADL主催）につづく。
参加：アメリカ、キューバ、コスタリカ、イギリス、ベルギー、フランス、イタリア、スペイン、ポルトガル、
ブルガリア、オーストリア、レバノン、ウクライナ、トーゴ、南アフリカ、インド、ネパール、ベトナム、フィル

リビン、日本（20ヶ国）。
言語はほとんどが英語だが、フランス語の逐語通訳も時々入る。
気合いの入った会議で、特に財政の立て直しはIADLの活動が存続できるかどうかにかかわ
る重要な会議だった。私の方もいくつか提案ができたので、前進も勝ち取れた。会議に参加し
た人は、みんな充実感に満ちていた。



IADI BUREAU会議に参加したビューローメンバー

2. 平和への権利（筆者、イタリア：ミコル・サヴィア、コスタリカ：ロベルト・サモラ）

これはミコルと笛本とロベルトで報告。私は、「今の行き詰まっている国連人権理事会の議論に対して、IADLから各国に働きかけてほしい」と提案。日本でも東南アジア諸国に働きかける予定と報告。

しかし、今までの IADL BUREAU 内の議論は、原理的な話に終始してなかなか行動の話まで行かない。フランスのヴェイユさん（なんと、96歳！）は、「平和の法（憲章）と平和への権利は違うのだ、国連の議論はナンセンス。政府の同意を求める必要はなく、平和への権利はすでに実現している」と主張する。

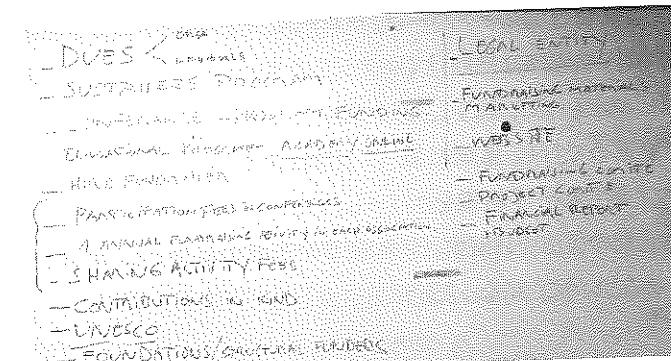
に憲章に書いてある」と言うし、では平和への権利に否定的かというとそうではない。いろいろ議論が起こったが時間切れ。IADLの基本的スタンスをはっきりさせてから各国に働きかけようということになった。

ただ、あとで国連ジュネーヴ担当のミコルと話したところ、もう少し行動を早め、日本、韓国、アジア諸国、ヨーロッパには早めに手紙を出せるように、手配しようと約束しました。とりあえず12月中旬に手紙の内容とその送り主名義を確定させる。

3 JADI 財政（ベルギー・ヤン・フェルモン事務局長。財政担当のマックスとケマジューは欠席）

これが今回のIADI BUREAU会議のメインの話題だった。

IADLの収入が少なく、今後IADLの活動を続けていく上でも、財政の活動が急務とのこと。 IADLの活動を支えるための予算を補う上で、いろいろな企画に伴う収入案（クラウド・ファンド、教育系のWebminarでの収入、などいろいろの提案が出た。IADLのイベントでの募金、IADLメンバーからの寄付、個人寄付、ヨーロッパ評議会の部門（スペイン・エレナ）などいろいろな案が出された。



Fund Raising の様々な案が出された。会議のホワイトボード

ただ、私は、JALISA 理事会で話されたように、最も大切なのは会費をちゃんと集めること、財政表もないと各国の協会にも報告できないし、信用性の問題にもかかわる、JALISAだけでなく他の National Association にとっても必要だと提案しました（長谷川事務局長からも指示あり）。

財政委員会を確立したこと（私を含め5人）、財政表の作成者（これは私になりそうなところ、ギリギリにグレース（フィリピン）が立候補してくれた）などが決まった。ミコルのジュネーブでの活動についても、さっそく財政委員会が開かれ、具体的な数字を出して、12月から毎月支給していく段取りを決めた。

4. ネパール COIAP 6・アジア法律家協会設立について(笹本、ネパール:ラビンドラ)

会員のBUREAU会議は、COLAP 6についても地震による一年延期を再開させるために重要

な会議だった。ネパールからは現地実行委員会・委員長のラビンドラ（他3名）が参加し、私が国際準備委員会の代表として、彼らを紹介した。

まず、COLAP 6の時期については、最終的に6月17、18、19日にして異論はなく、決まった。

分科会の内容については、基本的にアジアのグループ（国際準備委員会とネパール現地委員会）が決め、IADLはサポートするということを確認。分科会の内容については、ネパール委員会から、中国の南シナ問題を現地の様々な状況から取り上げないでほしいという提案があり、今まで国際準備委員会の方でもテーマとしてずっと考えていたので、BUREAUメンバーも面くらい、議論も紛糾した。ネパール現地の状況としては、9月から新憲法制定に対する反対運動に端を発するインド政府によるネパールに対する経済封鎖の問題が理由として挙げられた。インドと中国という大国に挟まれ複雑な政治情勢だとのことだった。

この点は、3日間のBUREAU会議が終了した翌日にCOLAP 6国際準備委員会を持ち、ラビンドラから詳しい状況を聞いて、再度ネパール現地委員会に持ち帰って検討してもらうことになった。今後は、2月末にネパールで国際準備委員会が開かれる予定で、それまではスカイプ会議でつなぐ。年内に招待状の文面を確定して、各国に発送する予定である。

今のところ、国際準備委員会のメンバーは、グレース、タン（ベトナム）、ジテンドラ（インド）、釜本で進めており、地域組織の確立に向けてのアジアのメンバーによるランチ会議がジェイン（インド）の提案で開かれ、エドレ（フィリピン）、レミンタン（ベトナム）が立候補した。地域組織へ向けては当面その体制で進めて行く。地域組織（アジア法律家協会のようなもの）は、オーストラリアから西アジアまでのアジア太平洋組織をカバーし、COLAP-6において立ち上げ、恒常的なアジア太平洋地域での活動の確立を目指す。ジテンドラが憲章の起草をし、新倉さんが4賞の内容と選考基準を確定させることになった。

4. その他の問題

- ・シリア問題（米：ジニー会長、レバノン：ハッサン）

長らく議論しながら、いろいろ表現や表記をめぐって、声明が確定していない。中東の専門家が多く、議論が錯綜しているので何とかしなければならない。レバノンのハッサンはこの点で中東問題に関するペーパーを配布した（今後、interjuristでも紹介する予定）。

- ・ウクライナ（ゲラシメンコ）

ウクライナ共産党解党裁判と裁判官に対する弾圧問題で、声明を出したこと、今後もまだ裁判が続くので、傍聴などの支援の方法を考えることになった。この件ではポルトガルのマダレーナがずっと傍聴を続けていた。

- ・国連人権理事会の活動報告+財政問題（イタリア：ミコル）

2015年3月にはジュネーヴで、ジュリアン・アサンジの集会をミコルが企画し、200人以上

のサイドイベントを報告させたこと、4月には平和への権利の作業部会への参加、6月にはウクライナの共産党解党問題のサイドイベント、民弁の統合進歩党の解党問題の取り組み、などジュネーヴ国連人権理事会における多くの企画を成功させたことが報告された。塩川オフィスの使用や宿泊費援助に関してはJALISAと塩川さんに感謝していると述べた。それとともにミコルに約束されていた活動報酬がIADLから支払われていないことで、激しいやりとりもあり、財政委員会とも相談の上、早期に、National Associationへの請求書、ミコルへの12月からの支給が決められた。JALISAも1月までに会費を支払うようにすると提案した。

- ・女性会議（オーストリア：エヴェリン）

直前にロンドンで開かれた。200人くらい参加があり、IADLからも10人くらい参加。会議後に、日本からは参加がなかったと言われてしまった。

- ・COP21（英：リチャード・ハーベイ）

同時期にパリで開かれているCOP21に関連して、パワポを使っての詳しい報告があった。

- ・Webminar（英：カルロス）

当面の企画を報告。さっそく、国連憲章70周年イベントを撮影して、アップすること。

- ・ポルトガル（ポルトガル：マダレーナ）

ポルトガル民主法律家協会が再建する。来年の11月に国際人権規約50周年の国際大会をリスボンで開くとのこと。IADL BUREAU会議も、それにあわせポルトガルで開催する（来年6月のBUREAU会議はネパールで開催）。

- ・トーゴ（ベルナール）

IADL 70周年イベントをトーゴのロメで開催するよう要請。2017年になる予定。トーゴでは、大統領選挙において現大統領が3選可能な法改正をしようとしている。

- ・キューバ（ドリー）

アメリカによる経済封鎖についての議論をした。封鎖の定義をめぐっての議論。

- ・フィリピン（エドレ）

米軍がフィリピン基地に駐留できる協定（新軍事協定・EDCA）に対してのIADL決議案の議論。私は平和への権利侵害にもなると発言した（これについては、昨年、グレースが来日したときにJALISAに向けてレクチャーが行われた）。

この問題については、外国軍事基地委員会をつくることになった（エドレ、ロベルト、エレナ、民弁、釜本）。

- ・ベトナム（レミンタン、タン）

南シナ海問題についてのIADL決議案の議論。中国の他に、アメリカの介入をどう位置づけるかについての議論。私は、アメリカも緊張激化の原因になっていると明記すべき、と発言した。様々な意見が出た。

- ・スペイン（エレナ）
現在取り組んでいる、コロンビアの和解プロセスの報告。
- ・南アフリカ（クリッシュ）
アフリカ人権裁判所やICC（国際刑事裁判所）の機能が、AU（アフリカ連合）によって妨げられている、ことなど報告。マージョリ（アメリカ）も質問や説明をしていた。スリランカの問題も報告。
- ・コスタリカ（ロベルト）
同性婚の人権訴訟に取り組むとの報告。
- ・ホームページ
シャーロット（アメリカ）が新HPの作成担当になっている。作成途中のHPの画面をネットで見て、BUREAUメンバーがスカイプで意見を言い合うという形の斬新な会議。新HPは、発信型のHPで、フェイスブックやツイッターとも連携。
- ・記録（ロベルト）、進行。
決定されたことなどをロベルトがタイプしていたので、後日、議事録的なものが提出される予定。会議進行は全体としてヤン事務局長（ベルギー）のイニシアティブが際だったBUREAU会議だった。直前にメールが来て、報告15分、提案は具体的にすることと指示があり、3日間の会議で膨大な議題をこなした。以上の私の報告も、3日間の会議のごく一部である。

6. 国連憲章70周年集会（12月4、5日。パリ）

延べ約40人くらいの参加があった。主催はIADLと法と連帯（フランス）。司会はヴェイユとジニー会長。ほとんどのスピーカーがフランス語なので、英語は極めて少数派で、BUREAU会議とは逆転。フランスの学者の出席が多くかった。

国連憲章自体が、崩れしており、平和を目指した国連憲章レジーム自体が崩壊の危機にあることが、フランスの学者、活動家（フランス平和運動その他）、アメリカの活動家、ジャーナリスト、法律家（マージョリー）、国連（ミコル）、ネパール活動家（ラビンドラ）、トーゴの法律家（ベルナール）、日本の法律家（笛本）から報告があった。

私からの報告は、安保法制により、日本の国民が集団的自衛権の問題を初めて自己に引きつけて考える機会になったこと、日本の9条と平和的生存権のような関係に、国連憲章と平和への権利を関連付けられないのか、と提案した。

各発言者のメモをヴェイユさんが中心になって集め、成果を広げて行くことが確認されたので、会議の内容は、interjuristの次号以降で紹介する予定である。



左から、ジニー会長、フランス：ヴェイユ、通訳、ブルガリア：ゲロン

第3回「原発と人権」全国研究交流集会 における「核兵器と原発」分科会のご案内

日本反核法律家協会事務局長／日本国際法律家協会理事 大久保 賢一

3月19日・20日、福島大学で「第3回「原発と人権」全国研究交流集会が開催されます。日本国際法律家協会と日本反核法律家協会は、次のような「核兵器と原発」に係る分科会を企画しています。

分科会の趣旨（全体プログラムのキャッチコピー）

日本は、広島、長崎、ビキニ、福島と被ばく体験をしているにもかかわらず、核と決別できずにいる。核兵器に依存し、原発を基幹エネルギーとしている。加えてインドにまで原発を輸出しようとしている。核拡散のおそれがある。

私たちは「核と人類は共存できない」と考え、これまでにも分科会を開催してきた。

今回も、日本が核と決別できない背景を検証し、核と決別するための方策を探求したい。マーシャル諸島政府が核兵器国を相手として、国際司法裁判所に提訴した問題にも焦点を当ててみたい。

共同通信の太田昌克さん、福島大学の黒崎輝さん、明治大学の山田寿則さん、明星大学の竹峰誠一郎さん、環境・平和研究会共同代表の鳴原敦子さんをスピーカー・パネリストに迎えての企画である。

分科会の問題意識

この分科会の問題意識は、第一に、度重なる被ばく体験があるにもかかわらず、なぜ、日本政府は核（核兵器と原発）と決別できないのか。国家安全保障を米国の核兵器に依存し（拡大核抑止）、原子力発電を基幹エネルギー（ベースロード電源）としているだけではなく、NPT非加盟国インドとの間で「原子力協定」を締結し、原発輸出をもくろんでいる現状の確認です。このままでは、核兵器廃絶どころか、核拡散に手を貸すことになるという危機感を共有したいのです。第二に、このような核政策が形成されてきた歴史的背景事情を明らかにすることです。日本の核政策は①非核三原則の遵守、②核兵器の究極的廃絶、③米国の核の傘への依存、④核の平和利用の四本柱で構成されていますが、この政策の形成過程を明らかにし、現状とのつながりを確認したいのです。

そして、このような現状を踏まえたうえで、どうすれば、核と決別できるのか、その方策を検討してみたいのです。現代国際法の下で、核兵器は保有国と非保有国との区別があり、保有国はそれを手放そうとはしていません。また、核の「平和利用」はNPT加盟各国の「奪いえない権利」とされています。国際社会は、「核と人類は共存できない」との思想や価値選択のもとにあるわけ

ではないのです。

私たちが、核兵器と原発の廃絶を望むのであれば、核兵器国に核を手放させ、原発に依存しようとしている国家と国民を説得しなければならないのです。

現在、核兵器国に核兵器を手放させるための努力の一つの試みとして、マーシャル諸島政府の核兵器国を相手とする国際司法裁判所への提訴があります。NPT6条の誠実な交渉と完結の努力を求める裁判です。まだ、入り口論争の段階ですが、小国が大国を相手とする法的手段の行使として括目に値します。支援の必要性を確認したいと考えています。

また、「日印原子力協定」の「大筋合意」が行われましたが、NPTに加盟していないインドへの原発輸出は、核拡散に手を貸すことになります。被爆国日本としてあってはならない事態といえるでしょう。この問題についての議論もしたいと考えています。

以上、盛りだくさんの課題ですが、次のようなタイムスケジュールを考えています。

タイムスケジュール 2016年3月20日

午前9時30分 開会宣言と問題提起を兼ねた主催者あいさつ

佐々木猛也反核法律家協会会长

午前9時45分 報告1「マーシャル諸島の被ばくと国際司法裁判所への提訴」(仮題)

竹峰誠一郎さん

午前10時 講演「日本はなぜ核を手放せないのか」(仮題)

太田昌克さん

午前11時 報告2「日本の核政策の形成過程-日米交渉」(仮題)

黒崎輝さん

午前11時15分 質疑討論

(午後0時15分から1時 昼食)

午後1時 報告3「福島の被ばく者とどう向き合うか-環境・平和学の立場から」(仮題)

鴨原敦子さん

午後1時15分 報告4「NPT体制の現状と私たちの課題」(仮題)

山田寿則さん

午後1時30分 パネル討論 竹峰さん、太田さん、黒崎さん、鴨原さん、山田さん

コーディネーター 山田さん

午後2時25分 まとめと閉会挨拶 大熊政一日本国際法律家協会会长

主催者としては、以上のような構想を考えています。

ぜひ、皆さん方の積極的な参加を呼び掛けるものです。

総会報告

記念講演 清水雅彦氏(日本体育大学・憲法学)

安保法制のその後；平和への権利と9条

青山学院大学教授 新倉 修

総会に先立って記念講演を実施した。講師は、行動する憲法研究者としてつとに著名な清水雅彦氏。著書は、しばり改憲論を斬る『憲法を変えて「戦争のボタン」を押しますか』(高文研)。また、平和への権利国際キャンペーン・日本実行委員会[編著]『いまこそ知りたい平和への権利 48のQ&A』(合同出版)にも寄稿している。

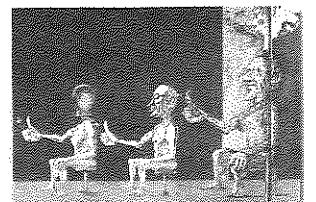
講演は、①自民党の集団的自衛権行使容認論、②9条と平和的生存権、③日本国憲法の平和主義の歴史的位置づけ、④集団的自衛権の問題点、⑤おわりに～改めて考える日本国憲法の平和主義と運動の課題という構成であった。

まず自民党の集団的自衛権行使容認論が、明文改憲・立法改憲・解釈改憲の順番で展開し、2012年4月の「日本国憲法改正草案」から同年7月の「国家安全保障基本法案」さらには2014年5月の第2次安倍政権での「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書、2014年7月1日の閣議決定に結実するまでに、集団的自衛権の行使と国連憲章上の集団安全保障への参加も可能な内容になっていることが指摘された。

次にこれに並行して、日米安保体制におけるガイドラインの再改定(2015年)があり、憲法9条を越える内容が国会の承認もなく、事実上、二国間の「政府合意」の形でなされていることに注意するよう指摘された。これらを踏まえて昨年9月19日に「成立」したとされている戦争法がある。国会審議で、政府は、一般に禁止されている海外派兵の例外として、掃海・米艦防護・敵基地攻撃ができるようにすること、自衛隊のリスクは増大しないこと、重要影響事態・存立危機事態は総合的に判断するなどと説明した。その上で、2012年の自民党改憲案は、「ゴール」として位置づけられ、①国家主義(前文の書き換え、天皇の元首化、「國家の安全」概念の導入)、②人権規定(人権制約原理の転換、大幅な義務規定の拡大)、③平和主義(9条改正と平和的生存権の前文削除)と特徴付けられる。

第2の柱である「9条と平和的生存権」では、政府の9条解釈が丁寧に分析され、とりわけ1972

憲法を変えて
戦争のボタンを
押しますか?
清水雅彦
自民党憲法改正草案の解説点





年参議院決算委員会提出資料では明確に集団的自衛権の行使が否定されていたことを紹介し、自由民主党副総裁高村正彦氏の見解はこの部分を恣意的に変更するものだと指摘する。これに対して、学説では平和的生存権論が、平和の問題を「政策」ではなく、多数決によって奪うことができない「人権」と位置づけること、権利主体が基地周辺住民から全国の市民に拡大するという動きを支えるものであること、戦争の被害者にも加害者にならない（加担しない・殺さない）権利へと広がりを持って確認されるようになっている。また判例でも、長沼訴訟、百里基地訴訟、自衛隊イラク派兵差止訴訟を通じて、平和的生存権の具体的権利性を認め（名古屋高判2008年）、徴兵拒絶権、良心的兵役拒絶権、軍需労働拒絶権等の自由権的な基本権として位置づける（岡山地判2009年）ようになってきた。

第3の柱である「日本国憲法の平和主義の歴史的位置づけ」では、国際法における戦争違法化の歴史をたどりつつ、戦争の種類でも戦争の方法でも国際法の水準を一步進めた内容であることが紹介され、国連憲章と日本国憲法との相違点を、集団的自衛権（憲章51条）、集団安全保障（憲章41条・42条）、武力行使・威嚇の禁止（憲章2条4項）について検討し、憲法には憲章の連續面と断絶面があることを指摘し、戦争法・自民党改憲論が28番目の「軍隊のない国」になるのか「普通の国」になるのかという選択に関わる、と鋭く指摘する。

第4の柱である「集団的自衛権の問題点」では、国連憲章の当初案（ダンバートン・オース提案）にはなかったが、中南米諸国の要求に応えてアメリカが提案したものであり、行使の実態は主に大国が小国への侵攻・侵略を正当化するものとして変質していることが指摘された。日本の憲法上も、9条・41条（国権の最高機関）・前文・1条（国民主権）・96条・99条（憲法尊重擁護義務）にも抵触し、政府による解釈変更は立憲主義の否定であると明快に指摘する。また、新しい論点として日米安保条約についても、5条（個別的自衛権の発動としての共同防衛）・6条（米軍への基地提供）との整合性が問題となり、NATOなどの集団的自衛権規定があるものと比べると、日米安保条約の改定なしに日本が集団的自衛権を行えるのか、疑問があるとする。

最後に、安倍首相のいう「積極的平和主義」は2009年に日本国際フォーラムが提唱したものであり、その狙いは、日米対等・対米自立への道を切り開くという点にあり、これに対してオバマ政権は警戒感を持っていることが紹介された。また、憲法9条はいわゆる消極的平和を規定し、他方、前文はむしろ積極的平和の考え方を示されていて、構造的暴力のない状態をめざす決意が現れていると指摘された。締めくくりに、運動の課題として、7・1閣議決定の撤回と戦争法

の廃止が求められており、そのため野党共闘が重要となり、また各地の運動では単位弁護士会がよい活動を展開していること、総がかり行動という形態をとった運動は前進し拡大していると指摘した。

質疑の中で、人間の安全保障との関係はどうかという質問があり、清水氏は、市民版と外務省の見解とではズレがあり、両者を混同しないことが重要だという回答をされた。

若干の感想を述べれば、日米安保条約改定問題が「隠れた論点」であるような印象を得た。「隠れた論点」というのは、ややゆるく表現したものであって、実態はもっと深刻である。いいかえれば、政府はむしろ「論点隠し」をしているのではないか。というのも、次のような事情が国民の眼から隠されている。つまり、条約改定であれば、当然、文言や条件をめぐる日米間の熾烈な交渉（バーゲニング）が想定される。

そう見ると、安倍首相の連邦議会演説後に日本政府が30億ドルで問題のあるオスプレーを17機買い入れる約束をしたり、普天間基地の移転先は辺野古以外にないと強硬な姿勢を示したりするのは、有利なバーゲニング・チップを手にするためではないかという読みもできる。「トモダチ」作戦などと持ち上げつつも、究極のところは自国の国益最優先の選択しかあり得ない「不誠実な隣人」に、グローバル市民は連帯と友好の運動で立ち向かわなければならない。

次いでいえば、「ジャパン・ハンドラー」と称される「知日家」に昨秋の叙勲でそろいもそろって、日本政府が最高位の勲章を授与したのも、これまでのご指導への感謝だけではなく、今後もよろしくお願いしたいという「下心」が透けて見えることになる。こんな大事なことを国民に隠しておくのは、反立憲・反民主主義の極みではないか。

ミンダナオをルマド民族のキリング・フィールドとさせない： ミンダナオのルマドの闘いと人権侵害

ルイシト・マジャダ・ポンゴス

清水雅彦氏の記念講演の後、日本国際法律家協会のインターンのルイシト・マジャダ・ポンゴス氏による短い講演が行われた。以下は、ルイシト氏作成のレジメからの引用である。

1 ルマド族への弾圧

ミンダナオでは、ルマドという先住民を標的とした殺害、強制立ち退きが行われています。

最近では、8月30日から9月1日にかけて、ルマドのコミュニティーでの軍事化が再びエスカレートし、ルマドのリーダーが殺害されました。準軍事組織のメンバーが、南スリガオ州リアンガ町ディアトゴン村シティオ・ハンヤンにある「農業と生計の発展のためのオルタナティブ・ラーニング・センター」(ALCADEV) の施設を占拠しました。

ALCADEVはとくに経済的に恵まれていない先住民の青年たちに中学校教育を提供するために計画されたオルタナティブ教育制度です。

国軍と準軍事組織のメンバーたちは、学校の教員、スタッフ、コミュニティーのメンバーに対して、二回内に出ていかなければ虐殺するぞと脅しました。襲撃の二日後の2015年9月1日、以下の三人のルマドのリーダーたちが殺害されました。

いま現在も、ルマドのコミュニティーの軍事化はエスカレートし続けています。フィリピン軍と準軍事組織がルマドのコミュニティーに駐留しています。多くのルマドの人々が自らの安全への恐れから避難を強いられています。すでに避難所に逃れている人々は苦しんでいます。彼らには食糧が不足しており、とりわけ女性や子どもたちの健康状態は悪化しています。

超法規的殺害の犠牲となった先住民 68人（うち53人がルマド）
強制失踪 1件
嫌がらせや脅迫 99件
でっちあげの罪の犠牲者 先住民諸組織のメンバー190人
投獄された先住民のリーダー 7人
コミュニティーや農場への爆撃 9件
ミンダナオでの強制避難 54件
立ち退きを迫られたルマド 20万人
運営の停止を迫られたルマドやコミュニティーの学校 25校

こうした人権侵害はいま現在も起こっています。何年も前から私たちの兄弟姉妹であるミンダナオのルマドの人々に対する爆撃、脅迫、嫌がらせ、そして何千もの強制立ち退きが起こっています。それは近年エスカレートしており、なぜこうしたことが起こっているのかを理解することは重要です。

2 ルマドとはどのような人たちで、なぜフィリピン軍の標的とされているのか？

ルマドとは、フィリピン南部の先住民の集団を指して用いられている言葉で、「native」とか「indigenous」にあたるセブアノ語の言葉からきています。この言葉は「カタワン・ルマド」(先住民)を短くしたものです。18の民族集団がいます。ルマドのコミュニティーはミンダナオ全土の19の州で見られます。その人口の総計は約1300万人です。



もっとも重要なことは、ルマドのコミュニティーが天然資源の豊富な地域に位置しているということです。しかし、ルマドのコミュニティーはフィリピン全体のすべてのコミュニティーの中で最も貧しいコミュニティーのひとつなのです。

ルマドの人々は企業の侵入に対して自分たちの先祖伝来の土地を守るために何年にもわたって闘っていました。フィリピン政府は「開発」の名でルマドの人々を彼らの土地から追い出すために国内や外国の企業と共に謀してきました。殺害やルマドを彼らの家から追い出そうとする試みの背景には企業の貪欲さがあります。

フィリピン政府は、多くのルマドの人々はミンダナオでの共産主義者の反乱に対する戦闘中の交戦で捕まえられたにすぎないと主張しています。これはあまりにも説得力がありません。私たちは、ルマドの人々が新人民軍を支持しているという疑いのためにフィリピン政府と国軍に真の標的とされているのだと考えています。実際、多くのルマドの人々がミンダナオでの共産主義者の戦闘のために準軍事組織の隊列に加わることを強制されているのです。

3 ルマドへの攻撃はフィリピンの天然資源を収奪するためのより大きな計画の一部

ルマドのコミュニティーに対する攻撃は、実際のところ、オプラン・バヤニハンと呼ばれる政府の対反乱作戦の一部です。オプラン・バヤニハンの枠組みである「国全体でのイニシアチブ」において、これらルマドのコミュニティーはまさに政府の総合的な対反乱作戦の標的であることが明示されています。

オプラン・バヤニハンは、民衆を保護するためではなく、国内と外国の大企業の経済的利益に奉仕するために、フィリピンの共産主義者の反乱を打ち碎くことを目的とした対反乱プログラムです。そして、ミンダナオは天然資源が豊富であることで知られており、フィリピンにおいて厚く保護された経済地域です。不当にもルマドの組織を標的にしたこの対反乱プログラムを通して、政府はこの国の天然資源の収奪を追求する巨大鉱山会社のために反乱と民衆の抵抗を弱体化させようとしているのです。

アキノ政権が実施している新自由主義政策の下では、あらゆる形態での民衆の抵抗を奪おうとしています。これがルマドのコミュニティーおよびフィリピン全体の軍事化の背景にある根拠です。

最近、アキノ政権はTPP(環太平洋パートナーシップ協定)に参加するという強い立場を表明しました。アキノ政権はまた、フィリピンに投資しようとする外国の投資家を惹きつけるためにいわゆる「開発保証」を発表しました。戦闘的な労働組合や反乱から投資家を保護するために国軍その他の武装部隊を利用することは、この開発保証の重要なポイントなのです。

私たちの政府は巨大多国籍企業が私たちの経済を収奪することを許しています。フィリピン政府はルマドの兄弟姉妹たちの先祖伝来の土地だけでなく、私たちの国全体を売りに出しているのです。

4 ルマドは反撃している

ルマドの人々は反撃しています。彼らもはや自分たちの土地と資源を守るために政府に頼ることはできないと確信しており、それゆえ正義を要求して街頭での闘いに立ち上がり、自分たちの権利と利益のために闘っています。

彼らは政府と対話を続けてきましたが、それは無駄に終わりました。現在、彼らは自分たち自身の言葉で反撃を行っています。労働者、女性、青年・学生、研究者、宗教者、都市貧民その他多くの階層の人々が彼らの闘いを支持しています。フィリピンのどこでも、そして世界中で、ルマドの殺害を止めよ。土地と命を守るルマドの闘いを支持する。という声が上がっています。

5 結論

私たちは皆さんに対して、殺害を終わらせ、彼らの土地と命のための権利を防衛するために、ルマドの兄弟姉妹たちと共に立ち上ることを訴えます。私たちの要求は以下の通りです。

1. 第36歩兵大隊、第75歩兵大隊、特別部隊のルマドのコミュニティーからの即時撤退および準軍事組織マガハット/バガニ・グループの解体
2. 第36歩兵大隊、第75歩兵大隊、特別部隊およびその準軍事組織マガハット/バガニ・グループが犯した殺害その他の人権侵害を調査するための独立機関の創設
3. ハン・ヤンおよび南スリガオ州リアンガ町ディアトゴン村Km.16の住民たちに対して犯された超法規的殺害その他の人権侵害の犯人の訴追
4. 無辜の非武装の民間人を犠牲にし続けている対反乱プログラム「オプラン・バヤニハン」の撤回
5. フィリピン政府に対して、世界人権宣言に署名しており、それを遵守し、推進する義務があること、すべての主要な人権機関の当事者であることを思いださせること

フィリピンでの人権の尊重を!



第38回定期総会の報告

日本国際法律家協会事務局長 長谷川 弥生

第38回定期総会が、2014年12月12日に、青山学院大学で開催された。



第1 総会の概要

第1に2015年度（2014年12月乃至2015年11月）の活動報告、第2に2016年度の活動方針について報告及び意見交換をおこなった。次いで2016年度の予算案が承認され、最後に2年に1度の会長選挙及び理事の選挙が行われた。

2016年度からも引き続き大熊政一弁護士に会長をお引き受けいただいた。

以下に、2015年度の活動報告、及び2016年度の活動予定についてご紹介する。

第2 活動報告（2014年12月～2015年11月）

1 平和への権利について

(1) 国連人権理事会での活動について

①人権理事会、平和への権利作業部会第3会期（2015年4月）に5名が参加

作業部会第3会期ではコンセンサスで平和への権利の宣言が達成できるよう準備がなされた。事前に提出された議長案は、第2会期の議長案よりは若干「平和への権利」に近い表現になり、第1条は「everyone is entitled to enjoy peace」という表現になった。Entitledという表現は「資格を与えられる」のような意味であいまいではあるが、反対国も賛成できる内容にしたのである。

しかし、審議では、賛成国と反対国の対立は埋まらず、コンセンサスは得られなかった。日本からの参加者も発言した（詳しくは、interjurist No185に掲載の作業部会議事録を参照）。

②人権理事会第29会期（2015年6月）に1名が参加

上記の作業部会第3会期で、コンセンサスに達することができなかつたため、この会期では今後も作業部会が続行するかどうかが注目されたが、どの国も決議案の準備が間に合わず、作業部会議長の報告と討論だけが行われた。また議長が辞任した。

③人権理事会第30会期（2015年9月）(JALISAからの参加者はなし)

キューバが全体会に提案した決議案（A/HRC/30/L.13）により、宣言を完成させる目

的で5日間の作業部会第4会期を開くことが決まった。

今後は、誰が議長になるか、進め方はコンセンサスか否か、などが注目される。今後は、来年以降に開かれる作業部会第4会期にNGOとして、国際的な世論をいかに作っていくか、日本も含め各國政府にどう働きかけていくか、が課題となってくる。

④国連でのNGOの動きについて

2014年11月や4月の作業部会前には、ジュネーブ在住のNGOも会議を行っている。しかしNGOとして共同声明は出すものの、キャンペーンを展開するなどの組織的な動きにはなっていない。今後国連内部の政府間の勢力関係を変えて行くには、より組織的にも大きな運動を作っていく必要があるだろう。

日本の実行委員会からの独自の活動としては、作業部会の会議では日本NGO案（武藤案）を提出し、署名3000筆の作業部会議長への提出、インターネット署名3700筆の人権理事会議長への提出、などを行った。

(2) 平和への権利日本実行委員会の動き

①イベント・集会など

2015年3月19日には、学習会を議員会館で開いた。

6月、7月には、報告集会が東京（6月6日）と名古屋（7月26日）で開かれ、大阪では田中俊関西支部事務局長が中心となって、近畿弁護士会主催の集会も開かれた。

②実行委員会の会議など

作業部会に提案する日本NGO案などを討議（11月～2月）

イタリアの条例の学習会・講師：前田朗氏（7月）

安保法案に対する要請と抗議のFAX、署名（change）を行った。（6～8月）

2 IADLの活動について

(1) 2014年12月19日韓国・統合進歩党の最高裁による解散命令

IADLとしても、抗議し、支援するための国際集会などを企画中。

(2) 日本の安保法案についてのIADL声明

2015年7月の安保法案の衆議院通過の後、8月15日付でIADLが、安保法案を成立させることができない憲法9条に違反する、という声明をあげた。8月19日には日比谷で記者会見を行い、JALISAの大熊氏、新倉氏、笹本氏、飯島氏が報告を行った。インターネットメディアのIWJが記者会見をインターネット上で放映した。（声明の内容は、interjurist No186参照）

(3) IADL BUREAU スカイプ会議

定期的にIADL BUREAUでは、スカイプ会議を行っており、事務的なことや、時々の緊急性のある決議などについて話し合っている。日本からは笹本氏及び新倉氏が参加している。詳細は、Interjurist185掲載のIADL BUREAUスカイプ会議の議事録を参照のこと。

(4) IADL BUREAU 会議、国連憲章70周年記念イベント、女性の権利国際会議

パリで、12月1~3日までIADL BUREAU会議、4、5日には憲章70周年記念イベントが開催された。日本からは笹本氏が参加した。

3 COLAP VIについて

昨年の総会でCOLAP VIの準備会を立ち上げ、準備会を毎月開催した。参加者は、当協会の会員以外だけでなく、青法協、自由法曹団、科学者会議、外国人事件弁護団に所属する人たちもであった。

COLAP VIはネパール大地震で延期となり、2016年6月17日から19日に開催されることとなった。

4 「原発と人権」全国研究交流集会in福島（福島大学）

当協会は、かねてより日民協、青法協、反核法協、日本科学者会議、日本ジャーナリスト会議などとともに“原発と人権ネットワーク”に参加し、原発と人権の問題、脱原発をめざす運動に取り組んでおり、同ネットワークの参加諸団体を中心として構成された「原発と人権」全国研究交流集会in福島の実行委員会の一員となり、準備集会や本集会に参加した。

5 改憲に反対する法律家団体・人権団体の共同活動

2014年7月1日の安倍内閣の集団的自衛権行使容認の閣議決定を受け、同年8月21日に「改憲問題対策法律家6団体連絡会（法律家6団体連絡会）」が発足した。

法律家6団体連絡会では、戦争法案の分析作業を行い、これをもって国会（議員）対策とマスコミ対策を中心に活動を行い、並行して「戦争させない・9条こわすな!総がかり行動実行委員会」（総がかり行動実行委員会）に法律家6団体連絡会として加盟し、市民運動との連携も図ってきた。JALISAはその一員として、国会対策、院内集会、マスコミ対策、共同声明・共同アピール・意見書・記者会見、街頭宣伝、総がかり行動実行委員会、等に協力した。

6 移民問題への取り組み

NUPLからのインターンとしてJALISAで受け入れているルイシット・マジャダ・ポンゴスさん

の受け入れを延長した。個別具体的な法律相談を持ち込まれることもあり、適宜弁護士が対応するなどしている。

また、移民問題学習会を東京、名古屋において開催した。

司法修習生向けの講演会も行った。ガザの問題を含めた国際人権活動についての講演及びフィリピン人の人身取引問題について講演を行った。

7 フィリピン・ミンダナオ島における人権侵害についての報告

ブッチ・ポンゴス氏から、本総会参加者に向けて、フィリピン・ミンダナオ島におけるルマド民族への迫害についてのレポートが行われた。（内容については本誌13~16ページ参照）

8 ベトナム法律家協会代表団の訪日と交流

JALISAが招へいしてグエン・ヴァン・クイエン会長以下、5名のベトナム法律家協会代表団が2015年8月18日から22日まで来日した。訪日の目的は、ベトナム法律家協会の運営に関して、日本の法律家団体から学びたいということであった。日本弁護士連合会の村越進会への表敬訪問、日本弁護士連合会国際室の視察、日本青年法律家協会弁護士学者合同部会との意見交換などをJALISAがエスコートした。

意見交換の話題は、交流の推進のほか、ネパールでのCOLAP VI（第6回アジア太平洋法律家会議）、南沙諸島（スプラトリー諸島）に関する領土問題や海洋の安全にも及んだ。当協会は、紛争の平和的解決の重要性を強調し、ベトナム法律家協会も原則的にその姿勢を支持した。

9 INTERJURISTの発行

2015年2月、6月、8月、11月の年4回発行（No183~No186）

10 組織

新入会員：弁護士 3人、学者 0人、市民 4人

退会：21人

現在の構成人員：弁護士 229人、学者 53人、市民 36人（合計318人）

11 部会について

2015年2月6日の理事会において会内に以下の部会を設けた。

平和への権利、IADL、COLAP VI、原発と人権、法律家6団体連絡会、フィリピン移民労

働者問題、修習生勧誘・会員拡大、財政、組織財政問題委員会、INTERJURIST編集委員会。

12 財政

決算報告書記載のとおり。

第3活動方針案（2015年12月～）

1 平和への権利

- (1) 2016年前半に予定されている作業部会では、平和への権利が実効性のある内容で成立するよう、国内外で働きかける。
- (2) 日本の国会で取り上げるなどして、日本政府に成立に賛同するよう働きかける。
- (3) 平和的生存権や平和への権利の日本国内で普及をより一層進められる取り組みをする。

2 COLAPVI

- (1) 国内の準備会を立上げ他の法律家団体・民主団体等へ参加の呼び掛けを行い、分科会毎の報告内容・報告者を決めてゆく。
- (2) ツアーの設定や宣伝方法等を工夫し、多数の参加者を募ってゆく。
- (3) 日本代表団の結成と協会内の担当チームを作る。

3 第3回「原発と人権」全国研究交流集会 in 福島に向けた取組み

2016年3月19日と20日に第3回集会が福島大学を会場に開かれることが決まった。

当協会はこの第3回集会の実行委員会にも参加することを決め、これまでの実行委員会に参加している。

集会の目的は、事故後5年間で被害回復ははかられたのか、事故の真摯な反省を前提とする原発問題に対する正しい政策方向は打ち出されたのか、という事故後5年間の総括をするとともに、今後の5年間にに対するビジョンを提示することである。

分科会については、第2回集会においても共同で企画・実行した反核法律家協会と共に分科会をもつこととした。

4 法律家6団体

戦争法制の廃止に向けて重要なのは、2016年夏に予定されている参議院選挙、あるいは3年以内に行われる衆議院選挙において、戦争法制反対が多数をとり、戦争法制廃

止法の制定と閣議決定取消しを勝ち取ることにある。

法律家6団体連絡会は、戦争法制廃止に向けて、法律家としてなすべきことを次のように整理した。

ア 戦争法制廃止に向けた戦争法制批判をさらに理論的に深化させること

イ 戦争法制に限らず、反立憲主義・反民主主義的で、表現の自由、報道の自由、学問の自由などを脅かし、平和と国民生活を破壊するという安倍政権の本質を、憲法の視点から明らかにするとともに批判し、あらゆる分野の反対運動を「安倍政権を倒す」という一点で共同できる国民運動に糾合するための理論的な裏付けを提供すること

当面の具体的な行動としては、i 野党との意見交換会の開催、ii 批判の基軸をどこに置き（自衛隊も安保条約も違憲とする）、運動の共闘一致点をどう見出すかについての議論と理論的深化を図る、iii 総がかり行動実行委員会の2000万人署名運動に取り組む、iv 自衛官の人権の視点で世論喚起を行うために全国的なホットラインを開催する、v 抑止力論に対抗するために、憲法9条の平和主義の実践が21世紀の安全保障の形であることを国民に広げるために、国際法学者や海外での非軍事の支援活動を行うNGO等との協力関係を築いてゆくことが決められた。



5 移民問題

フィリピンへの現地スタディツアーの開催、韓国・民弁との交流、ベトナム法律家協会との交流を実現したい。

6 Interjurist 原稿募集について

会員の皆様から様々な形で原稿を募集してゆく。

7 組織体制について

責任者を決めて部会の活動をすすめてゆく。

総会に参加して

日本国際法律家協会理事 菅野 亨一

12月12日日本国際法律家協会第38回定期総会が開催されました。いつも参加の大阪のメンバー欠席で寂しかったが、愛知からの3名と首都圏メンバー20数名で行われました。総会の議事に入る前に、日本体育大学教授 清水雅彦氏の記念講演が行われた。演題は「安保法制のその後：平和への権利と9条」で、氏が1000人委員会の事務局長代行として戦争法反対の戦いの先頭に立ってきた憲法学者として、国法協に期待し、問題提起する観点も入れながらの講演となった。戦争法の行き着くところは、憲法9条と平和的生存権を否定する改憲にあること。集団的自衛権行使に直面している中で、国際的な集団的自衛権の行使の実態を解明することの重要性など平和への権利に取り組む国法協への運動上の課題提起もされたように感じた。

長谷川事務局長の司会で総会議事はスムーズに進められた。議案書の報告の後に、重要議題として平和への権利とIADLについては笹本さんから発言がなされた。平和への権利は人権理事会での仕切り直しという新たな状況を迎えており、NGOの役割がますます大きくなっていること、3月にアジア平和会議の開催を進めていることなどが語られた。IADLでは特に財政再建が大きな課題で、そのためにも財政規定と収支報告を明らかにすることが求められていること、それを求めつつ今年度会費の支出は不可欠であることが提起され確認された。原発と人権については大久保さんから福島での第三回全国研究集会の準備状況が話された。マーシャル諸島の国際司法裁判所への提訴や核兵器と原発などをテーマとする集会として、国法協も役割を期待されていることが語られた。またフィリピンのミンダナオで進む先住民への人権侵害に対する戦いへの支援の訴えがブッチさんから行われた。2016年6月に行われるCLAP-6へ向けて1月には実行委員会の発足が確認された。

2年任期の会長選挙と理事の選出が行われた。会長には大熊氏が再任され、20人の理事が選任され、新たな役員体制が成立した。

今年の総会は、準備の上で大きな前進があったように思う。全会員に総会への出欠と一緒に会の活動についての意見や自分として参加できる活動などをアンケート調査をすることや、何よりも総会前に議案書が会員に送付されたことなどは確認されるべきことである。総会への出席の人数も、もっと増えるようにしたいのですが、全会員の願いや思いが反映された総会に工夫されたことは大切なことであったと思う。

平和への権利の世界法典化を巡っても、IADLの強化の上でも、戦争法反対の戦いの中でも、その他の分野でも、国際法の視点、国際人権法からの分析と運動が益々重要になってきていることを実感した総会でした。国法協はこうした状況の中で、かけがえのない役割を果たしているし、貴重な存在価値を持っていることを再確認できたように思います。さらに様々な時代的要請に応えられる国法協に組織的、財政的にも強化されることが求められていると感じました。

総会メッセージ

日本国際法律家協会の年次総会の開催に際し、日本国憲法9条・平和主義を擁護する共同の課題に向けて、連帯のメッセージをお送りいたします。

安倍自公政権が民意と専門知を無視して強行した違憲の安保法制は、非軍事の平和を基軸とする社会から軍事を公共的なものとして正面から位置付ける社会への転換を基礎づけるものであり、安倍首相が自らいうように「戦後初めての大改革」となる危険性をはらんでいます。この安保法制を廃止し、その基になった集団的自衛権の閣議決定を撤回しうる政治的多数派を日本の社会と国会に作り出すことが今緊急に求められています。今回の安保法案に反対する運動は、日本社会に立憲主義の意義と思想を広げ、また、市民一人ひとりの日常的政治参加が民主主義を支えるのだという確信を深めました。このなかで、平和を希求する国際的な世論と運動に結びついて、日本の平和主義の力と言葉をより確かなものにするために、日本国際法律家協会がますますその活動を発展させられることを心から祈念いたします。

2015年12月12日

「安全保障関連法に反対する学者の会」発起人、専修大学教授・前日本学術會議会長
廣渡清吾

豊田誠：内外の情勢からして、国法協の役割はいっそう重大になっています。

甲斐道太郎：最近、足腰の具合が悪く申し訳ないが欠席します。政府・自公の強引な行動により、日本が戦争に巻き込まれる危険が大きくなった現在、国法協の役割は極めて大きいと思います。

城山正幸：国内的にも国際的にも多事多難の昨今、今こそ冷静かつ沈着に、さらには果敢かつ重厚に立ち向かわねばと思っています。

大矢勝：私たちのたたかいは、新しい情勢を切り拓きました。チュニジアで、モロッコでの9条キャンペーンなど、確信に、国民連合政府実現に力を發揮しましょう。

清末愛砂：海外出張と重なるため、出席できず、申し訳ありません。盛会をお祈りいたします。

神谷咸吉郎：集団的自衛権について、先年から記者会見などに出たりしましたが、安倍内閣の暴走を止めるため頑張る所存です（砂川事件の一弁護人）

小林政治：今年度こそ「国際法律家協会」の存在と力を発揮すべき年となります。会員一同、役員を先頭に総力をあげて国民と国家の基本権確保に全力を擧げることを痛感しています。殊に、野党協力、民主連合政府樹立活動こそ会の主要の活動とすべきだと考えます。共にがんばりましょう。

福地春喜：総会のご成功をお祈り申し上げます。

日本国際法律家協会役員（2016－2017年度）

会長：大熊 政一

副会長：家 正治 石川智太郎 梅田 章二 加藤 文也
 笹本 潤 白石 光征 田川 章次 新倉 修

理事	石川智太郎	泉澤 章	井上 正信	梅田 章二
	漆原 由香	大久保賢一	大熊 政一	大山 勇一
	岡田 俊宏	緒方 蘭	加藤 裕	川津 聰
	笹本 潤	白石 光征	鈴木 麻子	田中 俊
	仲尾 育哉	中森 俊久	成見 曜子	
	長谷川弥生	林 治	藤木 邦顕	宮坂 浩
	飯島 滋明	神戸 秀彦	君島 東彦	清末 愛砂
	後藤 安子	清水 雅彦	新倉 修	武藤 達夫
	岩下美佐子	大矢 勝	菅野 亨一	中島 良子
	乗松 聰子	増田都志美	薮田 ゆきえ	

顧問	池田 真規	石川 元也	稻本洋之助	江藤 价泰
	大川 真郎	甲斐道太郎	神谷咸吉郎	郷 成文
	小林 保夫	鈴木 亜英	環 直彌	土田 嘉平
	仲田 晋	根本 孔衛	花田 政道	広渡 清吾
	藤田 勇	松井 芳郎	渡辺 卓郎	

事務局長：長谷川弥生

監事：柳沢 尚武 中村 芳昭

総会で選出された理事と、総会選出理事により第1回理事会で選出された理事です。

国内問題

戦争法廃止へ向けての法律家6団体の活動

弁護士 宮坂 浩

- 1 2015年9月19日、政府与党は参議院本会議で戦争法(安全保障関連法)を強行採決し、可決・成立させました。

戦争法は、集団的自衛権の行使を容認した2014年7月の閣議決定に基づいており、この閣議決定が憲法9条に抵触する憲法解釈に基づいたものであることは、多くの憲法研究者、元最高裁判官、内閣法制局長官経験者の一致した見解です。にもかかわらずこのような法律を成立させることは、立憲主義に違反し、憲法的な正当性をもたないものであることは明白です。また、この戦争法は、自衛隊が海外の戦闘地域あるいはその直近まで赴き、米国軍や多国軍隊の後方支援活動(兵站活動)を行い、さらに、任務遂行のための武器使用や米艦等防護を口実とする武力行使を可能とするもので、国際平和への貢献という名のもとに、自衛隊の海外派兵と武力行使を解禁するもので、憲法9条の定める戦争放棄・戦力不保持・交戦権否認に違反することは明らかです。

この違憲の戦争法に対しては、各種世論調査でも、国民の過半数が法案に反対し、国会審議を通じても8割近い国民が政府の説明は不十分としていましたが、政府与党はこうした国民の声を無視し、数の力にものを言わせて敢えて採決を強行したことは、民主主義に悖る暴挙と言わざるを得ないものです。

- 2 憲法を蔑ろにし、民主主義を踏みにじろうとする政府与党に対して、立場を超えて反対の声が広がり、これまで平和運動を担ってきた人たちばかりでなく、高校生や大学生、若い母親たちなど多くの市民が自らのやり方・方法で声をあげ、国会周辺や全国各地で行動を起こし、新しい民主主義の萌芽ともいえる状況が広まりました。

こうした戦争法に反対する市民たちは、戦争法が成立した後も活動を続け、日本の立憲主義と民主主義を守り、戦争法の発動を許さず、戦争法の廃止を目指すためには、選挙によって傲慢な権力者を少数派に転落させる以外にはないとして、「安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合(略称:市民連合)」を結成しました。市民連合は、①戦争法の廃止、②立憲主義の回復、③個人の尊厳を擁護する政治の実現に向けた野党共闘を求め、これらの課題についての公約を基準に、参議院選挙における候補者の推薦と支援を行っています。

3 法律家6団体は、法案審議開始前から、政党や国会議員との懇談会や院内集会の開催、マスコミとの懇談会、戦争法に反対する声明の発表、自衛官と家族のホットライン等を通じて、戦争法の危険な本質と違憲性を訴えてきました。また、これまでの立場を超えて結集した「総がかり行動実行委員会」にも団体として参加し、市民運動の一翼を担ってきました。

そして、戦争法成立後、「市民連合」が戦争法の廃止等に向けて、野党共闘を呼び掛ける運動を始める中で、法律家6団体をはじめ、法律家が担うべき役割はますます重要になっていきます。

「市民連合」は、野党共闘の呼び掛けの中で、個人の尊厳を侵害する安倍政権の政治に対して、①格差・貧困の拡大や雇用の不安定化ではなく、公正な配分・再配分や労働条件に基づく健全で持続可能な経済、②復古的な考え方の押し付けを拒み、人権の尊重に基づいたエンダーや教育の実現、③マスコミや教育の現場における言論の自由の擁護、④沖縄の民意を踏みにじる辺野古基地建設の中止、⑤脱原発と再生可能エネルギーの振興を求めています。これらの問題は、経済的搾取などの構造的暴力、それらを肯定しようとする選民思想などの文化的暴力のようなあらゆる暴力を世界からなくしていくという「積極的平和」及び「平和への権利」に共通するものであり、これらの問題での法律家の取り組みが求められています。

4 また、パリ同時多発テロを受けて、安倍政権は「テロとの闘い」を口実にして戦争法を発動し、中東への自衛隊派遣を加速させようとしています。しかし、そもそもISを生み出したのは、米国などによる違法なイラク戦争と宗派対立を利用したイラクの分断統治に根本的な原因があるとされています。そして「テロとの戦争」の名目で始められたアフガニスタンやイラクの戦争では、テロリスト掃討といいながら、「コラテラル・ダメージ」と称して、夥しい数の一般市民が犠牲となり、これに憤った過激なイスラム主義の理想と復讐に燃える人間を拡散させ、世界各地でテロが実行されました。

米国が主導する軍事力によってISやテロに対抗することでは、問題が解決するどころか却つて深刻化させることは明白になってきており、日本が軍事的な加担をすることは、日本国民の安全を脅かすことに繋がりかねません。

法律家6団体では、こうした戦争法の危険性とともに、戦争法を廃止し、憲法9条の平和主義を生かすことこそが、中東をはじめ世界で起きている状況を平和的に解決する唯一の方法であることを広く訴え、幅広い市民や国会議員などと連帯して、立憲主義、民主主義、平和主義の擁護と再生のために活動をしてゆこうと考えています。

「戦争法の廃止を求める統一署名」のお願い

2015年9月19日、政府・与党は、日本を海外で戦争する国にする憲法違反の戦争法を強行採決により成立させました。歴代の内閣が、集団的自衛権は行使できないとしてきた憲法解釈を、安倍内閣の恣意的な憲法解釈により、180度転換させた戦争法は、それ自体、違憲・無効で、立憲主義の大原則を否定するもので、断じて認めることはできません。

この間、「戦争法案絶対反対」「9条壊すな」の声は全国津々浦々に広がり、老若男女がこぞって行動し手を結ぶ歴史的な運動がつくられてきました。最高裁長官や内閣法制局長官の職にあった人びとをはじめ、学者、法律家、宗教者、芸能人などを含むあらゆる分野で「戦争法案廃案」の声が湧きあがり、大学生や高校生、若い母親たちの主体的な行動とも響きあい、違いを超えた広範な共同行動が生み出されました。その中心となってきたのが「戦争させない・9条壊すな!総がかり行動実行委員会(総がかり行動実行委員会)」です。

この「総がかり行動実行委員会」には、「改憲問題対策法律家6団体連絡会(法律家6団体)」も構成メンバーとして参加していますが、今回「総がかり行動実行委員会」が取り組む戦争法の廃止を求める2000万人署名に、法律家6団体も取り組むことになりました。

安倍首相は、この間、野党の臨時国会召集要求を無視するという憲法違反の暴挙を行ったばかりか、通常国会の冒頭から、9条改憲に密接に関わる「緊急事態条項」の挿入など明文改憲の意図を明確にし、今年夏の参議院選挙において、改憲発議に必要な3分の2の議席確保を目指すとしています。

こうした状況の中で、昨年の戦争法反対で培われた共同の力で、何としても国民の多数を獲得し、戦争法を廃止し、憲法を守り抜く運動を広めてゆきたいと考えています。

同封しました署名用紙で足りない場合には、コピーを取りなどして拡散し、2000万人署名の成功に是非ご協力下さい。

憲法9条は世界の宝!平和憲法を守り、活かし、世界に広げるのはわたしたち! 「憲法9条を保持している日本国民にノーベル平和賞を!」

「憲法9条にノーベル平和賞を」実行委員会 共同代表 鷹巣 直美

私は9歳と3歳の子ども2人を抱える母です。うちの子も、よその子も、どこの国の子も、世界中の子どもたちを戦争でひどい目にあわせたくないというただただその思いで、戦争に進もうとしている今の状況を止める為微力ながら必死に取り組んでいます。

2012年12月、第二次安倍内閣が誕生した時、改憲への危機を強く感じ国民投票に備えて、多くの人に日本国憲法、特に憲法9条の世界的に素晴らしい事を知ってもらい、いやいや守るのではなく、是非その内容の素晴らしさを知り、賛同して喜びすすんで取り組んでもらいたいと思いました。

そこで、「憲法9条はノーベル平和賞級に素晴らしい!」と思い、2013年1月、「憲法9条にノーベル平和賞を授与してください」というメールを一人でノルウェー・ノーベル委員会に送り始め、5月にはネット署名を立ち上げました。5日間で1342名の方が賛同してください、署名をノーベル委員会に送るとすぐにノーベル委員会から返信が来ました。

「ノーベル平和賞は個人か団体に贈られるもので、憲法は対象にならない。推薦人が必要で、2013年度は推薦状が出ていない」と知り、憲法の主権者は日本国民なので、「憲法9条を保持している日本国民」と変更して署名と推薦人を募り始めました。

8月に実行委員会が立ち上がり、推薦人の先生方の協力を得て、2014年度、2015年度とともに、ノルウェー・ノーベル委員会より、推薦が有効であることを示す受理通知が届き、「憲法9条を保持している日本国民」が正式にノーベル平和賞候補になりました。

憲法9条の掲げる理想と日本国民の現実は大きくかけ離れていると思います。

それでも、この戦争の放棄を定める憲法を憲法として保持出来ているのは、戦後から今までの70年近くに渡り、戦争への反省と謝罪、そして平和への願いを込めて、大勢の方々が戦争の悲惨さと愚かさを語り継いでくれているからだと思います。そして、一番大切なのはいまの状態から少しでも理想向けてすすむ事だと思います。

2015年9月、政府与党は、専門家による違憲との批判と、成立反対の世論を無視して、「平和安全保障関連法(安保法制)」を強行成立させました。憲法は危機に直面しておりますが、国の最高規範である憲法は變っておらず、私たちには憲法に反する法律などを無効にする憲法があります。

私たち1人1人が、戦争・平和、そして憲法の事を自分事としてとらえ平和を願い行動すれば、憲法違反の安保法制を廃止でき、世論・選挙・裁判などの非暴力な方法で国家権力を縛り、

軍事力によらない世界平和が実現していくと思います。

平和を願うみんなで、戦争へ向かおうとしている危機的状況を打破し、この素晴らしい憲法をさらに活かして武力によらない世界平和を実現していくことが出来ると信じ、憲法が憲法である限りノーベル平和賞が授与されるまで、「戦争の放棄を定める憲法9条を保持する日本国民」をノーベル平和賞候補に毎年推薦いたします。

そして、ノーベル平和賞に推薦するだけにとどまらず、私たちも、具体的に危機的状況を打破するために、戦争法である安保法制の廃止を求める2000万人署名達成のために取組み、与野党の国会議員などに、抗議・要請・激励の声などを事あるごとに届けています。

海外へは、世界各国リーダー宛に、「いかなる理由があろうとも戦争しないでください。話し合いで解決してください。仲裁に努めてください。」という署名を立ち上げ、声を直接届けています。

また、日本国憲法は、戦争の放棄と戦力の不保持、交戦権の否認を定めた憲法9条とともに、全世界の国民(all peoples of the world)の平和的生存権を保障する世界で唯一の憲法であり、国連で平和への権利(平和権・Right to Peace)が審議されているのは、日本国憲法の保障する世界最高水準の平和的生存権に世界が追いつこうとしていることを知りました。*

私たち実行委員会では「平和への権利の国連宣言」を願い応援しています。

個人的には、安保関連法に反対するママとみんなの会@国会前では毎週金曜日の午前中に国会前で抗議の声を上げ、住んでいる地元@座間・相模原でも安保関連法の廃止するために活動しています。

みんなで「戦争はやめてほしい」「話し合いで解決してほしい」と声をあげ、世界中の人たちに伝えていくことは、争いの火種を消す手伝いになり、戦争や犯罪を抑止する真の力になると思います。それは回りまわって自分達の幸せ、平和、安全につながると思います。本当の安全保障です。

一人ひとりの声や力は小さいですが、たくさん集まると大きな力になります。

戦争しない憲法9条が世界中の常識になるように、それぞれ置かれた場所から頑張っていきましょう。

平和への願いと心からの感謝をこめて

*参考:

平和への権利国際キャンペーン日本実行委員会「安保法強行採決に強く抗議します」<http://goo.gl/xDpE78>

平和への権利

紛争の文化から平和の文化へ

——クリスチャン・ギジェルメ&ダヴィド・フェルナンデス論文の紹介

東京造形大学教授 前田 朗

一 紹介論文

早いもので21世紀もすでに15年という歳月を経過した。

紛争の20世紀から平和の21世紀への願いはもろくも崩れ去り、戦争とテロと難民の時代が続いている。

人種・民族、宗教、言語、文化、ジェンダー、性的アイデンティティ——あらゆる差異が差別を生み出し、紛争が繰り返される。戦争、テロ、難民という言葉がメディアにおける日常化している。

戦争とテロを抑止すると称して、暴力に抗する暴力が、人々の絶望を底知れぬ深みに引きずりおろす。国連システムは機能不全を繰り返し、戦争による平和という迷妄のプロジェクトを拒否できずにいる。

日本では積極的平和という言葉さえ戦争推進のマジックワードとされてしまった。個別の戦争法制やテロ対処法に加えて、総合的戦争政策である安全保障法、特定秘密保護法が成立した日本は、立憲主義も平和主義も投げ捨てて、暴力賛美社会の仲間入りを果たした。そして、差別と憎悪をあおるヘイト・スピーチが流行し、暴力、排除、迫害が始まっている。

この現実を前に、非暴力平和運動の理論と実践は厳しい反省を迫られている。国際社会レベルでも、東アジアの地域レベルでも、国内レベルでも、市民社会レベルでも、諸個人の思想においても、平和を紡ぐための理論と実践が様々に追及されている。

ルールなきグローバル・ファシズムの時代に翻弄されながらも、私たちはあらゆる羅針盤と海図と構想力を駆使して次の一步を進めていかなければならない（木村朗・前田朗編『21世紀のグローバル・ファシズム』耕文社、2013年）。

平和の構想力、ピース・ゾーンの思想が改めて問われている。そのために検討・議論すべき手がかりは世界各地に散在している。

軍隊のない国家は20数カ国に及ぶ（前田朗『軍隊のない国家』日本評論社、2008年）。ピース・ゾーンを実現した地域もある（前田朗「非武装・中立のオーランド」月刊社会民主2008年11月号、12月号、2009年1月号）。非暴力行動の理論も練成されている（前田朗「平和を希求する構想力（一）」無防備地域宣言運動ニュース2016年1月号）。東アジアにおける対話について、前田朗・木村三浩編『東アジアに平和の海を』（彩流社、2015年）参照。

本誌前号では、イタリア地方自治体における平和権についてのマルコ・マシア論文を紹介した。引き続き今回、平和への権利国連宣言を求める運動の基本書から次の論文を簡潔に紹介する。

クリスチャン・ギジェルメ・フェルナンデス、ダヴィド・フェルナンデス・ブヤナ「紛争の文化から平和、人権、発展の文化へ」『平和人権』特別号（2013年2・3月、マルシリオ、パドヴァ大学人権センター）。

Christian Guillermet Fernández and David Fernández Puyana, From a Culture of Conflict to a Culture of Peace, Human Rights and Development, Pace diritti umani/ Peace human rights, Rivista quadriennale, Nuova serie ,anno X, numero 2-3, Maggio-dicembre 2013. Special issue on the right to peace.

クリスチャン・ギジェルメはコスタリカ政府在ジュネーヴ国連代表部大使、国連人権理事会平和への権利宣言作業部会特別報告者である。ダヴィド・フェルナンデスはNGOのスペイン国際人権法協会のメンバーとして国連平和への権利宣言のロビー活動を担い、そのために訪日歴もある。執筆時は、クリスチャン・ギジェルメ特別報告者の法律助言者であった。現在は、ユネスコの平和構築プロジェクト部門に勤務している。

国連平和への権利宣言については、笠本潤・前田朗編『平和への権利を世界に』（かもがわ出版、2011年）、平和への権利国際キャンペーン日本実行委員会編『いまこそ知りたい平和への権利48のQ&A』（合同出版、2014年）参照。

二 紛争の文化から平和の文化へ

本論文は27頁あり、11章構成である。紙幅の関係から、ごく簡潔に紹介する。

1 序文

ギジェルメとフェルナンデスは、序文で主に次のように述べている。2012年、国連人権理事会は「平和の文化の促進」に関する決議20/15を採択した。この決議により、人権理事会諮問委員会が起草した国連平和への権利宣言草案の外交交渉を行う作業部会が設置された。本論文は、国際法における新たな法規範を創造するために、国際慣習の文脈で同意されていることを分析する。また、条約や慣習を補足するものとして、一般原則（たとえば平和）が果たす役割を研究する。平和と人権の関係も、国連憲章や世界人権宣言に照らして考究する。加えて、平和、寛容、諸国民の友好の促進におけるユネスコの役割も見ていく。特に、平和の文化に関する宣言と行動計画を分析し、諮問委員会草案と接合したい。紛争や戦争における人権の重大侵害、生命と人権、人間の尊厳も検討のための手掛かりとなる。

2 国際法と比較法

ギジェルメとフェルナンデスは、国際法における法源として、条約、国際慣習、法の一般原則を確認する。国際慣習とは、諸国との間で広く採用されてきた実行や合意であり、改めて個別の合意を要しないものである。法の一般原則は国際法のダイナミックな要素であり、条約や慣習を補完する。一般国際法において、他国の事象に対する不介入の原則、武力による脅迫や武力の行使の禁止、紛争の平和的解決、人権の尊重、人民の自己決定権等である。これらの原則は、1970年に国連総会で採択された「国連憲章に合致する、諸国間の友好関係と協力に関する国際法の諸原則に関する宣言」に盛り込まれている。

ギジェルメとフェルナンデスによると、平和と人権の関係は、国連憲章第1条2項の国際平和の概念、及び同第1条3項の人権と基本的自由の尊重の強化をもとに検討するべきである。国連憲章第55条及び第56条も国連の基礎としての平和に言及している。1948年の世界人権宣言、1966年の2つの国際人権規約、その他の国際人権諸条約も重要である。

ギジェルメとフェルナンデスは、1980年の国連教育科学文化機関（UNESCO）の「新しい人権：連帯の権利に関するコロキウム」（メキシコシティ）、その報告書「人権、平和、発展の間に存在する関係に関するセミナー報告書」に言及する。1978年、国連総会は「平和における生活のための社会の準備に関する宣言」を決議した。決議は世界人権宣言と同様の法的文書である。さらに、1984年、国連総会は「人民の平和への権利に関する宣言」を採択した。国連憲章に従って、他国の事象に対する不介入の原則、武力による脅迫や武力の行使の禁止、紛争の平和的解決、人権の尊重、人民の自己決定権、主権の平等を定める。宣言は、①地球の人民の平和への不可侵の権利、②平和への人民の権利の維持、その履行の促進が各国の基本的義務であること、③各の政策が戦争の脅威を除去すること、④すべての諸国と国際機関が人民の平和への権利の履行の努力をすることを掲げる。

その上で、ギジェルメとフェルナンデスは、平和への人権へのUNESCOの貢献を確認する。世界人権宣言50周年にあたる1998年、UNESCO加盟国、国際機関代表、NGO等がパリのUNESCO本部で「平和の文化の基礎としての平和への人権に関する宣言」について検討した。宣言は、平和への人権の法的基礎、平和の文化との関係を示している。コフィ・アナン国連事務総長は「平和を求める闘いは人権を求める闘いである」という思考を打ち出した。ただ、EU諸国は人権としての平和概念に疑義を呈した。

その後の関連文書として、7つの国家の憲法に平和への権利が規定されている。

- ① ポリビア憲法109条は「ポリビアは平和国家であり、平和の文化と平和の権利を促進する」と記す。
- ② ブルンジ憲法14条は「すべてのブルンジ国民は平和と安全のうちに生きる権利を有する」と明示する。
- ③ カメルーン憲法23条は「すべての人民は国内及び国際の平和への権利を有する」と言う。

④ 日本国憲法前文は「全世界の国民が、恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有する」と定める。

⑤ コンゴ共和国憲法52条は「すべてのコンゴ国民は、国内レベルでも国際レベルでも平和と安全への権利を有する」と規定する。

⑥ ギニアビサウ憲法5条は「国民の尊厳、並びに自由、前進、平和への人民の権利」に言及する。

⑦ ペルー憲法2.22条は「すべての個人は、平和、平穏、余暇の享受、休養への権利、並びに、その生活のために均衡のとれた適切な環境への権利を有する」と列挙する。

さらに、地域的人権文書として、アフリカ人権憲章及びASEAN人権宣言も集団的権利としての平和への権利を認めている。また、判例としてはコロンビア、コスタリカ、日本、韓国の裁判所が平和への権利を認めた。

次にギジェルメとフェルナンデスは、1999年に国連総会が採択した「平和の文化に関する宣言と行動計画」に言及する。2000年から「平和の文化の国際年」が始まり、多くの国際会議やプロジェクトが展開された。

こうした成果を踏まえて、2012年、人権理事会諮問委員会が「平和への権利に関する国連宣言草案」を作成した。同宣言に含まれる基準は、平和の文化に関する宣言と密接に結びついている。人間の安全保障、貧困、軍縮、教育、発展、環境、被害を受けやすい集団、難民、移住者といった主要な概念は共通である。

さらに、ギジェルメとフェルナンデスによると、2014年1月28・29日、ラテンアメリカとカリブ海諸国（CELAC）首脳がハバナ（キューバ）において、ラテンアメリカとカリブ海諸国をピース・ゾーンと宣言したという。

3 生命権、平和権、人間の尊厳

次にギジェルメとフェルナンデスは、生命権と平和権の連結について論じる。生命権は、世界人権宣言、国際自由権規約をはじめとする多くの国際文書において基本権とされている。生命権は至高の権利と理解され、生命権が効果的に保障されなければ、他の諸権利は意味をなさなくなる。そして、生命権を狭く理解するべきではなく、伝統的に平和や安全保障と結びつけて理解してきた。とはいっても、両者を直接結びつけたのは、1933年3月4日のルーズベルト米大統領の演説であったという。それが大西洋憲章を経て国連憲章前文に取り入れられることになった。その後、1969年の赤十字のイスタンブル宣言、1993年のウィーン人権宣言、1999年の平和の文化に関する宣言と行動計画、2001年のダーバン人種差別反対世界会議宣言など多くの国際文書や、国連決議において生命と平和の結びつきが確認してきた。

ギジェルメとフェルナンデスはさらに人間の尊厳に言及する。世界人権宣言前文は「人類社会

のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」と始まる。同第1条は「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを受けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない」とする。宣言起草者は、生まれながらの尊厳を掲げた。この表現は、例えば1998年のルワンダ国際刑事裁判所によるフルンジヤ事件判決において、人道に対する罪としての強姦を定義する際に用いられることになった。人間の尊厳は、第二次大戦の悲劇を踏まえて、国際法の基礎的中心的概念となった。それゆえ、人間の尊厳概念には、戦争における人道違反を禁止することが含まれている。

人間の尊厳と人権はコインの両面のように密接に結びついている。両者は真の基本権である。人間の尊厳は恐怖からの自由を必要とする。極貧の根絶、初等教育の普遍化、ジェンダー平等と女性のエンパワーメント、エイズ等の病気との闘い、環境保全、テロ予防、大量破壊兵器の廃絶、戦争のリスクの縮減、平和維持と平和構築、軍縮が求められる。

ギジェルメとフェルナンデスは再び世界人権宣言を引用する。すなわち、第29条第1項は「すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う」とする。生命権、平和権、人間の尊厳を可能とする社会でなければ、市民に義務を課すことができないことになる。

4 戦争と紛争から自由な世界

最後にギジェルメとフェルナンデスは、戦争と紛争から自由な世界の実現を訴える。ヴァルバールの1894年の著作によると、紀元1500年から1860年までに8000もの平和条約が調印された。このことは平和の紛争に対する完全勝利が果たされていないこと、平和がプロジェクト状態にあることを示す。20世紀の国際社会は戦争から自由な国際秩序の創設を試みた。平和運動家たちは、戦争予防のための国際組織を提言し、国際連盟や国際連合という平和のための国際機関が設立された。国連決議は繰り返し平和の実現を求めてきた。こうした歴史を踏まえれば、誰もが戦争と紛争なしに世界で生存する権利を有しているべきであり、国際社会はそのために必要なメカニズムのすべてを作動させるべきである。国連人権理事会は、戦争を非難するために犠牲者の声を重視してきた。戦争と紛争を根絶するために、相互理解、寛容、人権尊重、平和的関係を促進する必要がある。

国際社会は、戦争と紛争から自由な世界に生きる権利を強く求める声なき者たちの声に耳を傾ける義務がある。

三 若干のコメント

ギジェルメとフェルナンデスの論文は、国連人権理事会の平和への権利宣言作業部会特別

報告者の任務のために執筆された。

作業部会以前には、人権理事会諮問委員会の国連平和への権利宣言草案がまとめられていた。しかし、専門家委員によって構成される諮問委員会と違って、人権理事会は47カ国の政府が委員である。そこにはアメリカ、EU、日本という、平和への権利宣言に強い反対を唱える諸国がいる。実際、ギジェルメ特別報告者の任務は困難を極めた。ギジェルメ特別報告者の精力的な根回しと討論にもかかわらず、諮問委員会による宣言草案はずたずたに切り刻まれ、ほとんど見る影もない形に変貌していった。重要な条文が次々と削除されていった。平和への権利の権利性を認めないアメリカや日本の全面的拒否にあって、宣言草案作りは暗礁に乗り上げた。

ギジェルメとフェルナンデスの論文は、こうした事態を開拓することを目指して、平和への権利の基本思想の理解を得るべく書かれた。宣言草案を支持するアフリカやラテンアメリカ諸国には受容され、平和を求めるNGOにも支持された。

しかし、人権理事会の場においては、アメリカやEU諸国を説得するために妥協を余儀なくされた。ギジェルメとフェルナンデスの論文は基本思想を展開したが、具体的な草案はごく単純で、あまり意味のない条文だけが残ることになった。その過程を示す思考の展開として本論文は重要でありつつも、人権理事会における作業としては大幅な制約を課せられることになった。

最後に、宣言作りからは離れて、日本における議論との関係で本論文の注目点を2つ指摘しておこう。

第1に、平和への権利に言及した憲法は7つあるという。ボリビア、ブルンジ、カメリーン、日本、コンゴ共和国、ギニアビサウ、ペルーである。特にブルンジ憲法14条は重要である。ブルンジ憲法14条は「すべてのブルンジ国民は平和と安全の内に生きる権利を有する」と述べる。従来、日本国憲法前文の平和的生存権規定は他に類例がないと考えられてきた。今後は、「戦争放棄を定めた憲法はたくさんあるが、平和的生存権を定めているのは日本国憲法だけだ」と言うことはできない。

第2に、2014年1月28・29日、ラテンアメリカとカリブ海諸国(CELAC)首脳がハバナ(キューバ)において、ラテンアメリカとカリブ海諸国をピース・ゾーンと宣言したという。諮問委員会による宣言草案にもピース・ゾーンの規定がある。日本では、2000年代に大阪市、堺市、枚方市、京都市、奈良市、国立市、荒川区、川崎市など多くの地方自治体で、ジュネーブ諸条約第1選択議定書に基づいて無防備地域宣言条例を作ろうという平和運動が展開された(無防備地域宣言運動全国ネットワーク編『戦争をなくす!あなたの街から無防備地域宣言』、同『無防備平和条例は可能だ——国立市議会審議の記録』耕文社)。日本型ピース・ゾーンの思想が構築された。日本政府も各自治体もピース・ゾーンの思想を真っ向から否定した。自治体首長の中で賛成したのは国立市長と箕面市長だけである。国立市議会も箕面市議会もこれに反対した。しかし、国際的にはピース・ゾーンの思想が多様な形で発展させられている。

アフガニスタン再訪－軍事攻撃の後遺症を考える

室蘭工業大学大学院工学研究科准教授 清末 愛砂

1.はじめに

2015年10日から15日にかけて、アフガニスタンの首都カーブル¹を訪問した。2013年の初訪問以来、二度目のことであった。2014年も渡航を計画していたが、大統領選の決選投票の結果が出てから、対立する陣営間が一発触発状態になったため、訪問を断念せざるを得なかった。その後も治安状況は改善される兆しもなく、2015年も再訪が可能であるかどうか、なかなか見通しが立たなかった。しかし、現地の受け入れ団体であるRAWA(アフガニスタン女性革命協会)から、外国人のみならず、アフガン人にとっても危険な状況であることには変わりはないが、今回は受け入れを承諾する旨の連絡が届いたため、訪問を決意した。なお、私は「RAWAと連帯する会」のメンバーであるため、同会の活動の一環としてアフガニスタンを訪問し、RAWAメンバーとの交流や活動状況の聞き取り等にあたるが、それは同時に私の研究調査(アフガン女性の人権問題)も兼ねていることを先にお断りしておきたい。

2. 2015年のアフガニスタン訪問の意味

2015年9月といえば、日本では集団的自衛権の行使や後方支援の拡大等にかかる安全保障関連法案(戦争法案)に対する反対運動が全国規模で最も盛り上がっていた頃である。私が住む北海道でも各地で廃案を求めるデモや集会が企画され、多数の人々が街頭に繰り出している状況にあった。その最中にアフガニスタンを訪問した理由はどこにあったのか。それは私の仕事との関連で夏季休暇を取りやすい時期であったことも大きな理由の一つではあったが、それ以上に、集団的自衛権に基づく軍事攻撃が、攻撃を受けた側の民衆や社会にいかなる影響を及ぼし続けてきたのか、という点について、自分なりに再検討したいと考えていたからであった。言葉換えれば、安全保障関連法案の問題を日本国憲法の解釈論とは異なる視点から掘り下げることで、その問題性をより明らかにする必要があると感じてきたからであった。

アフガニスタンでは、1979年末に集団的自衛権の名の下でソビエト連邦による軍事介入が始まった。ソ連軍の駐留は10年にもおよぶ長いものとなった。その間、アフガン民衆は、ソ連軍の侵略・駐留および親ソ連のアフガン政府軍に抗する抵抗運動を展開し、激しい戦闘が各地で繰り広げられた。その中で多数の死傷者、ならびに戦火から逃れるために国境を越え、隣国のパキスタンやイランへ向かう人々、すなわちアフガン難民が生じた。

2001年10月、米英軍等はターリバーン政権支配下のアフガニスタンに対する軍事攻撃を開始

¹ 日本語では、アフガニスタンの首都を「カブル」と表記することが多いが、本稿ではダリ語(アフガニスタンの公用語の一つ。ペルシャ語と大変似ている)の発音にあわせ、「カーブル」と表記する。

した。米国は、前月の9月11日に米国で起きた同時多発攻撃がアルカイダによりなされ、ターリバーン政権がアルカイダの主要メンバーを匿っていると断定することで、軍事攻撃に着手した。その際、米国は個別の自衛権、また米国とともに軍事攻撃に関わった諸外国は集団的自衛権の行使であると主張した。その結果、多数の死傷者と難民が生まれることになった²。

これらの歴史を見るだけでも、アフガニスタンは二度にわたり、大国による集団的自衛権に基づく軍事介入や攻撃を受けていることがわかる³。日本は、2001年の軍事攻撃の際に、「テロ対策特措法」の下で、多国籍軍への補給活動のために自衛隊をインド洋へ派遣した。こうして、アフガン民衆を攻撃する側にまわったのであった。

このようにアフガニスタンを破壊した国際社会はターリバーン政権崩壊後に、10年以上にわたり多額の<「救援」>金を投入することで、同国の<「再生」>と<「民主化」>と称して各種の<「復興支援」>事業を進めてきた。しかしながら、援助金という意味を手にした、諸軍閥やイスラームを曲解または極めて保守的に解釈する非ターリバーン諸勢力は、政権の中枢から各地域にいたるまでその支配力を發揮し、一般民衆はその下で抑圧的な生活を強いられている。また、ターリバーンも力を盛り返しており、最近ではいわゆる「イスラーム国」の影響も浸透しつつある。以下では、現地調査の結果を簡単に報告する。

3.多くの外国人が去ったアフガニスタン

「2013年の訪問時よりもはるかに張りつめたような緊張感が漂っている」。カーブル空港に迎えてくれたRAWAのメンバーとともに空港を出て、ほどなくしてそう感じた。パキスタンのイスラマバードからカーブルに向かう飛行機の中や空港内でも外国人とおぼしき人はほとんど見かけなかった。国際機関等で働く外国人スタッフは治安悪化のため、次々と去っているという話は事前に聞いていたが、国際社会による<「復興支援」>が進行中であることを考えると、ここまで状況を想像できていなかつた。

宿泊先(某ローカルNGOの事務所)に到着すると、知り合いであるスタッフから2年前とは状況が異なり、治安悪化のため、以前のように外国人をゲストとして宿泊させることは原則としてやめた、と告げられた。外国人の存在が非常に珍しくなった現在、外国人が滞在しているという噂が流れると、そのNGOの事務所が何者かによる襲撃の対象になる可能性があることがその理由であった。また、今回、私やRAWAと連帯する会の事務局長をゲストとして受け入れるにあたり、セキュ

² アフガン難民が生まれた理由は、ソ連や米英軍等の軍事攻撃のみならず、ソ連軍撤退後の苛酷な内戦やターリバーン政権による抑圧的支配もその要因となっている。

³ 集団的自衛権に基づくアフガニスタンに対する軍事介入・攻撃については、拙稿「アフガニスタンでは、どうだったの?」、戦争をさせない1000人委員会編『すぐにわかる 戦争法=安保法制ってなに?』(七つ森書館、2015年)をぜひ参考されたい。

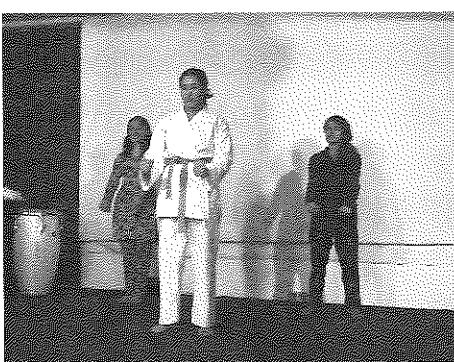
リティ・ガードを臨時で二人増やしたことも告げられた。この事務所の賄い担当として住み込みで働いている女性スタッフとの何気ない会話のなかでも、いつどこで路肩爆弾の炸裂または自爆攻撃が起きるかわからないため、外出は大変危険だという話を聞かされた。

4. 厳しい治安状況

カーブル滞在中は、RAWAのメンバーや元国會議員のマラライ・ジョヤさんへの聞き取りの他、DVを含むさまざまなファミリー・バイオレンスの被害女性のためのシェルター等を運営しているHAWCA(アフガニスタン女性と子どものための人道支援)、女性のための職業訓練を行っているOPAWC(アフガニスタン女性能力開発協会)、各軍閥やイスラーム諸勢力等による人権侵害を明らかにするための活動を行っているSAAJS(正義をもとめるアフガン人のための社会協会)といった各NGOや、外国の支配・外国軍の駐留に反対し、アフガン社会の民主化と人権の獲得を目指しているアフガン左派政党の連帯党から、個々の活動状況や課題、最近のアフガン情勢に関する聞き取りを行った。また、AFCECO(アフガン児童教育福祉機関)が運営している孤児院を訪問し、子どもたちと交流を持つこともできた。短期間の滞在ではあったが、これだけの団体に聞き取りができたのは、RAWAのメンバーが私たちの希望に沿って、すべてを手配してくれたからであった。

ただし、これらの団体を訪問する際には宿泊先の中庭でセキュリティ・ガードとともに車に乗り、調査先に向かい、調査が終了すると、安全性を確保するために同じ車で宿泊先に直帰することを繰り返すだけであった。したがって、一度たりとも自由に通りを歩くことができないまま、滞在は終了した。また、車の中からの写真撮影は、自ら外国人であることをアピールすることにもなりかねないため、運転手からはそうしないよう指示された。そのため、今回の滞在中に屋外の様子を写した写真は、非常に少ない。

マラライ・ジョヤさんから「私たちは、偶然生きているに過ぎない。いつ、自爆攻撃や路肩爆弾の炸裂に巻き込まれるか、わからないのだから」という発言がなされた。また、HAWCAの事務局長からも、「できるだけ外出しないようにしている。こういう状況下であっても、仕事や学校には行かざるを得ないから出かけるけれど、用事が終わったらすぐに帰宅する」という発言がなされた。これらは、まさにアフガニスタン各地の民衆が置かれている現状を語ったものであろう。今日かもしれない、明日かもしれない。そう思いながら、人々は日々の生



AFCECOの孤児院で空手を披露する子どもたち
(著者撮影)

活を送っているのである。

AFCECOの女子用の孤児院を訪問したときに、子どもたちから熱烈な歓迎を受けた。それは、二つの理由からであった。一つは、外国人の滞在者や訪問者が激減したため、彼女たちにとっては私たちが久しぶりの海外ゲストであったためである。もう一つは、他の孤児院に住む男子はピクニックに出かけたものの、女子はセキュリティ上の理由から断念せざるを得なかったためである。この孤児院には、以前は女子用のサッカーチームがあった。しかし、今では屋外練習が難しくなったため、事実上、解散状態にある。

5. 治安悪化の理由と女性に対する暴力

近年、なぜゆえにこのような治安の悪化が進んでしまったのであろうか。連帯党のスポーツパークソンであるセライ・ガファールさんは、①復活したターリバーンや影響を及ぼしつつあるイスラーム国、および米軍を含む外国軍と外国軍に支援されたアフガン軍の三者が対立していること、②民主的な国家になっていないこと、③アフガニスタン駐留を望む米国が、それを正当化するためにアフガン社会が混沌状態にあることを望んでいること、という3つの理由を挙げた。

最近では2015年9月下旬、北部のクンドゥーズ州で、ターリバーンと米軍に支援されたアフガン軍との間で軍事衝突が生じ、10月3日に米軍が国境なき医師団が運営する病院を空爆したため、多数の患者とスタッフが命を奪われた。また、2015年12月には南部のヘルマンド州でもターリバーンとアフガン軍との間で激しい軍事衝突が起き、その際にも米軍が空爆を行った。2014年12月末、米軍を中心とするNATO軍はアフガニスタンにおける戦闘終結宣言を行ったが、このように米軍はアフガン軍を支援する形で武力行使をしているのが現状である。

治安の悪化は、女性・女児に対する暴力を深刻化させる要因の一つになっている。セライ・ガファールさんによると、地域によっては女子用の学校に対する襲撃や毒を水等に混入させるような事件が以前と同様に起きている他、通学中の女子学生が誘拐されることもあるため、女子が安全な環境で教育を受けることが難しい状況にある。また、HAWCAのスタッフやマラライ・ジョヤさんによると、地域差はあるものの、強制結婚や人身取引のための女性・女児の誘拐、児童婚、バード(交換婚)⁴、性暴力、女性の殺害、女性に対する公開での鞭打ち等、さまざまな暴力が多発している。また、これらの暴力に加え、自爆攻撃や路肩爆弾に巻き込まれないようにするために、女性たちはできるだけ外出しないようにしている。実際にカーブル滞在中、通勤通学時と帰宅時の時間帯を除き、路上を歩く女性たちを車の中から見かけることは少なかった。

⁴ バードとは、他の家族との紛争を解決する手段として、紛争となった相手側の家族に自らの女子を差し出し、婚姻させることを意味する。

6. おわりに—治安の悪化とともに難民化の陰で

国際社会では現在、戦火を逃れてヨーロッパ諸国に向かう多数のシリア難民の受け入れをめぐる議論が起きている。メディア等が流す動画や写真の中には、一定数のアフガン難民が含まれているが、それはさほど話題にはならない。先に述べたように多数のアフガン人は、長年にわたる難民生活をパキスタンやイランで経験してきた。国際社会の<復興支援>の流れに沿って、アフガン政府、パキスタンとイラン政府、および国際機関は、これらの難民の帰還を進めてきた。しかしながら、故郷は安定した生活を送ることができるような状況ではないため、再び、国境を越えてパキスタン等に戻る人々を産んできた。

女性のための職業訓練を行うOPAWCの教育で（著者撮影）

最近では、このようなアフガン難民をめぐる動きに変化が生じてきている。故郷での生活に絶望した者たちは、パキスタンやイランに比べると、難民として受け入れられやすいヨーロッパ諸国、トルコ、インドといった国々を目指して故郷を出るようになっている。アフガニスタンから遠いこれらの国々に向かうためには、一定額の資金が事前に必要となる。これらを作るために、家や土地その他を売り払って資金を作り、より安全な地を求めて故郷を出ていく。しかし、それが可能であるのは、富裕層とは言えないものの、何らかの売るものが残されている中流階級の家族ということになる。当然ながら、富裕層はとくにアフガニスタンを去っている。故郷の外に出ることを切望しながらも、そのための資金を作ることが到底できない貧困層は、難民になることすらできないまま、治安の悪化に怯えながら、アフガニスタンに残らざるを得ない。

アフガニスタンの現代史を時代に応じて丁寧に振り返ると、①ソ連や米国等の超大国が有する軍事力により民衆が振りまわされ、社会の荒廃が進んだこと、②米国による間接的支配が今まで続いていること、③内戦時代に民衆を抑圧・支配下に置き、己の勢力を伸ばすことに集中してきた諸軍閥やイスラーム諸勢力が、<復興支援>の下で国際社会による支援を背景に権力を保持してきたこと等が、アフガン社会の民主化の妨げとなってきたことが見えてくる。かくして、現在のアフガン社会の情勢が作りだされたのである。日本はこの情勢に無縁ではない。米国側に着くことで、この情勢に加担してきたといえよう。安全保障関連法が強行成立した現在、あらたな日本の安全保障体制に挑むためには、己の施策が他の地域に住む民衆に対し、どれほど負の影響を与えてきたいるのか、という点を検証することが重要である。その際には私たちのアフガニスタンへのかかわりを無視することはできない。

(2016年1月5日記)

JALISAの活動に役に立つ書籍紹介

『明治日本の植民地支配—北海道から朝鮮へ』

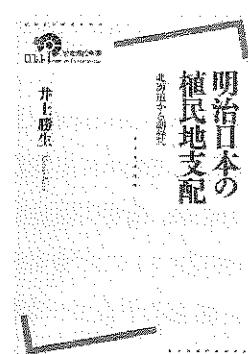
「『個人主義』大国イラン—群れない社会の社交的なひとびと」

室蘭工業大学大学院工学研究科准教授 清末 愛砂

本号では、井上勝生『明治日本の植民地支配—北海道から朝鮮へ』(岩波書店、2013年)と岩崎葉子『『個人主義』大国イラン—群れない社会の社交的なひとびと』(平凡社、2015年)を紹介する。前者は、1995年に北海道大学古河記念講堂で見つかった六体の遺骨(頭蓋骨)に関する調査を通して、北海道と朝鮮半島との関係を日本軍による軍事作戦や植民地主義の観点から如実に解析する歴史書である。後者は、イランのアバレル産業にかかる労働市場の調査と現地滞在を通して見えてきた、イラン社会の人の動き方を描いたエッセイ風の記録・報告である。

1. 井上勝生『明治日本の植民地支配—北海道から朝鮮へ』

(岩波書店、2013年)

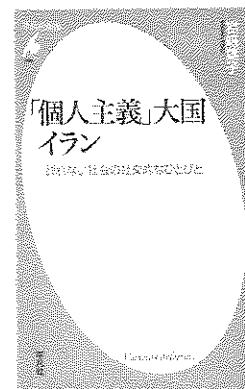


『明治日本の植民地支配—北海道から朝鮮へ』は、私が2015年に読んだ書籍のうち、最も衝撃を受けたものがあった。先住民アイヌの大河である北海道の国立の研究・教育機関に勤めるようになって4年が経過するなかで、私は北海道が大日本帝国時代の植民地支配と深い関係を有していること、また現在においても北海道が日本の植民地であり続けていることを事ある毎に実感してきた。古河記念講堂で見つかった頭蓋骨の一つには「東学党首魁」と墨書きされ、また採取の場所(韓国・珍島)と採取者の署名が記されていた。北海道大学の調査委員会の委員となった井上勝生氏(北海道大学名誉教授。当時文学部教員)は、この遺骨が一体誰であるのか、また採取者がどのような経緯でその採取に関わったのか、そしてどのように同大学に持ち込まれたのか、ということを明らかにするために、日本の研究者、珍島の郷土史家、韓国の弁護士等の協力を得て、綿密な調査を進めていった。

その調査の過程で、朝鮮半島に軍事侵略した日本軍による東学農民の蜂起に対する殲滅作戦・虐殺行為が明らかとされていくのである。また、本書は東学農民戦争の本質としての日本軍のかかわりのみならず、朝鮮半島や台湾に対する植民地支配を推し進めた新渡戸稻造(札幌農学校教員、東京帝国大学・京都帝国大学教員、国際連盟事務次長)によるアイヌや東学

農民に対する極めて差別的な視点、すなわちあからさまな植民地主義者のメンタリティを明らかにしていく。その意味においても、本書は北海道・北海道大学と植民地支配との関係を考える上で必読書の一冊であるといえるだろう。

2. 岩崎葉子「個人主義」大国イランー群れない社会の社交的なひとびと』 (平凡社、2015年)



『「個人主義」大国イランー群れない社会の社交的なひとびと』は、日本ではなかなか紹介されることのないイラン社会に着目し、現地滞在・調査を通して見えてきたアバセル産業に関わるイラン人のコミュニケーション手法や、個人が築いてきた人とのネットワークを頼りする動き方等を描いている。

日本でイランといえば、反米国家、イスラーム国家のイメージだけが先行しがちであり、偏見に満ちた差別的まなざしを向ける人々も多数いる。1990年代初頭、多数のイラン人が移住労働者として日本に滞在し、3K労働を担っていたことがある。それを通して、日本社会はイラン人と直接的な出会いをしていたのであった。彼らは、日本経済の悪化とともに入国管理局による追い出しが対象となり、その過程で人権侵害が生じたことを記憶している読者もいるかもしれない。本書はこれらの元移住労働者のイラン人のその後についても簡単に紹介している。

また、中国の深圳や義烏の大規模な見本市に買い付けに出かけるイラン人貿易商についても紹介している。確かに、義烏の見本市に行くと、買い付けに来ているイラン人やアラブ人を多数見かける。2015年7月、イランと、欧米諸国および中国の6カ国がイランの核開発に関する協定に合意した。それにともない、国連安全保障理事会は、同協定の履行を条件にイランに対する経済制裁を解除する決議を採択した。今後はさらに多くのイラン人貿易商が個人のネットワークを用いて、世界各地に出ていくことになるのではないだろうか。

本書は、生身のイラン人とともに多くの時間を費やしてきた研究者の正直な視点から、イラン社会やそこに住む人々の等身大の姿を描いた貴重な書籍である。ぜひ一度、手に取って読んでみてほしい。イラン社会とのあらたな出会いが待っているかもしれない。

(2015.12.31記)

JALISA の活動と私

日本国際法律家協会副会長 白石 光征

1970年に弁護士になって東京合同法律事務所に入った私は、事務所の任務配置との関係で、中田直人さんのすすめもあって国法協の事務局になりました。当時の私は、国際情勢とか法律家の国際連帯運動とかに特に关心が高かったわけではなく、たまたま若手の法律家団体への配置上そうなったというだけで、その後45年間も足が抜けないなどとは想像だにしませんでした。それというのも、民主的法律家の国際連帯運動の意義をときに熱っぽく、ときに諄々と説き、かつ、身をもって実践してこられた、本当に立派で魅力的な諸先輩にめぐまれてきたからでした。そういう環境で一つの法律家団体の事務局に長くかかわれたことは、考えてみればありがたいことでした（若い頃はこういった大先輩に、臆することなくズケズケ物を言ってきたなあと思うと汗顏の至りです）。

この小文を草するに当って、あらためて50年史の年表をみると、けっこういろいろなことをやってきたなあと感慨深いものがあります。ある意味、協会の「体力」以上の内容です。どれもこれも印象に残っていますが、字数の関係で特に深く印象にあるもののうちいくつかあげますと、まず、1975年、アルジェでのIADL大会があります。私にとって初めての国際会議であり、日本代表団46名の事務局を務めました。代表団の皆さんに参加してよかったですと思つていただけるように裏方に徹したために毎日、宿泊所と会議場を往復するだけでアルジェの街さえ見ずじまいでした。でもその労苦は、帰路、カサブランカ、里斯ボン、マドリード、そして最後はパリと初めてのヨーロッパ旅行で癒されたのでした。

1982年6月、第2回国連軍縮特別総会に向けてのニューヨークでの100万人の反核デモと集会に、日本法律家代表団の事務局長として参加したことも強烈に思い出します。このときは日弁連も代表団を送り、わが代表団と行動を共にしたのですが、団長の尾崎陞さんはビザがおりず、代表団事務局長の仲田晋さんは直前のケガで参加できず、結局私が団長不在の事務局長ということになったのですが、その責任の重さを緊張と感じたものでした。なにせ現地に行ってみなければ法律家代表団としてどういう行動がとれるのか分からぬのですからなおさらでした。こういうとき、IADLの大会などで知り合ったアメリカのNLGの皆さんのがいたことは大へん心強く思いました。

1991年、東京で第2回アジア太平洋法律家会議(COLAP II)が開催されました。実行委員会の事務局長に清水誠さんが就任し、その下で事務局の一員として奮闘しました。東京での会議のあと海外代表団の一部の皆さんを広島に案内しました。大きな国際会議を主催することのしんどさと成功裏に終わったときの安堵感・達成感はいまでも鮮明に蘇ります。

続くCOLAPⅢに関しても準備の段階から本会議まで、当時の会長藤田勇さんや大熊政一さんらと共にかかわってきました（都合3回、ハノイを訪れました）。本会議（2001年）には藤田さんが代表団の団長で参加することになりましたが体調を崩されて参加が叶わず、はたまた私がその代役として団長になり重責を担うことになったのでした（おかげ様で“だんちょうの思い”を味わいました）。

1991年12月の総会で協会の事務局長になりましたが、元来小心者ゆえ体調がおかしくなり、2年後新倉修さんに引き継ぎました。

2008年10月、協会の50年史が刊行されました。これが最後のご奉公のつもりで私も編集に加わりました。

協会は、82年に「再建総会」を開き、17年間空白であった会長に沼田稲次郎先生をお願いし、そのもとで仲田さんが事務局長になられて組織の強化がはからされました。仲田さんは、後に会長にもなられ、文字どおり協会の大黒柱的存在として長く献身的に活動されました。その仲田さんが数年前病に倒れて今も闘病生活を余儀なくされ、協会にお顔を見せられることも困難になってしまったのは、まことに痛恨の極みです。「JALISAとわたし」には、まず仲田さんに字数などおかまいなく、縦横無尽に語ってほしかったと思います。

鍛治利秀弁護士を偲ぶ

青山学院大学教授／日本国際法律家協会副会長 新倉 修

鍛治利秀弁護士が昨年2月に亡くなられて、はや1年が経とうとしている。多くの人に敬愛された元祖「イケメン弁護士」のようなおしゃれな先生は、早稲田大学の先輩でもあり、私の大学院の後輩の岳父でもある。先生のお写真も、ご遺族から「パパの思い出」として収録されたCDをいただいた中から選んだものである。



しかし何よりも、鍛治先生こそが、長野国助初代会長逝去後の会長不在「大空位時代」に、仁科哲弁護士（事務局長）とコンビを組んで国際法律家協会を支えた尾崎陞（すすむ）弁護士の右腕として、ニューギンザビルにあった尾崎法律事務所を切り盛りし、日本国際法律家連絡協会（当時）の事務局長格の渡辺卓郎弁護士を支える逸材であった。私自身は、早稲田大学大学院のときに翻訳のお手伝いから始まって、國學院大學法学部専任講師時代から事務局に取り込まれて今日に至るが、尾崎事務所の会議室で開かれていた理事会に初めて伺ったときに、並み居る綺羅星のような先生方に圧倒された鮮烈な印象がある。とりわけ鍛治先生のボス弁は、昭和7年の「司法官赤化事件」の当事者として治安維持法違反で懲役6年の刑を受けた経験があり、森長英三郎氏の『史談裁判』（日本評論社）にも取り上げられた事件の本人だったので、驚きと感動はひとしおであった。

それより以前についても、鍛治先生の活躍は光った。1963年に第2次日本青年法律家代表団の一員として中国を訪問し、文化大革命前夜の中国での印象を語る文章を残している。野村平爾教授の下で労働法を学び、1960年に弁護士（司法研修所12期）となって間もないのに、この行動力には驚く。ちなみに1963年にアメリカがトンキン湾事件を口実にしてベトナム戦争を開始すると、法律家の運動もさまざまな抗議活動やベトナム支援活動に取り組むが、中でも森川金寿先生、石島泰先生、渡辺卓郎先生の献身的な活動は特筆に値する。数次にわたりベトナム戦犯調査団が派遣され、鍛治先生も1973年の第6次現地調査団に参加された。

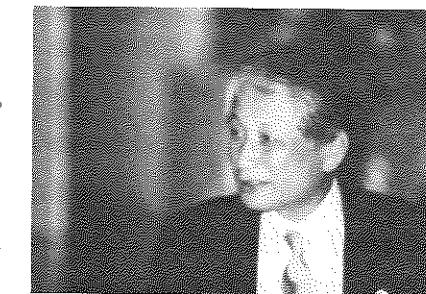
1982年2月に「核兵器廃絶をめざす法律家の集い」がきっかけとなって、同年7月に協会は再建総会を開き、都立大学前総長沼田稲次郎博士を会長に選び、事務局長に仲田晋弁護士が就任して、「大空位時代」に終止符を打った。私は1982年4月から1984年3月までフランスに留学していたので詳しい経緯はわからないが、鍛治先生からの連絡よりも江藤介泰先生や当時事務局にいた仲田・白石・中村紘一の各先生から連絡をいただくことが多かった。15区のウォージラル通りのアパルトマンから、サンルイ島の豪邸に住むジョエ・ノルドマン弁護士（会長）や、最近

テロ事件があった場所（カサ・ノーストラやバタクラン劇場）からほど近いレビューブリック広場あたりに事務所を持つロラン・ヴェイユ弁護士（機関誌編集長）に会うという貴重な経験を味わった。またベルギーやハンガリーでのIADL会議に参加する斎藤一好弁護士の通訳を務め、卒業旅行でひょっこり訪れた仲田星子姉妹にお会いしたという楽しい思い出もある。

鍛治先生は、その頃からどちらかといえば、労働事件を専門とする弁護士活動に傾注され、青葉総合法律事務所を立ち上げて多忙を極めていたようであった。とはいっても、奇遇ともいべきだが、石橋さんという事務所の方が偶然、当時、私が勤務していた國學院大學法学部第二部の社会人学生として入学されたということもあって、ゼミの卒業生を事務員として紹介したこともあった。朴さんはときどき周囲をハラハラさせることもあったようだが、本人に聞いたところ、鍛治先生はいつもニコニコと受け入れてくれたと、感謝の言葉が返ってきた。音楽家といえば、さしづめパパ・ハイドン、であろうか。

その鍛治先生が力を発揮してくださったのは、1996年の米軍基地国際法律家調査団での活動であった。IADL副会長で国連ニューヨーク本部常駐代表であるレックス・ハインズ弁護士を団長として、藤田勇会長（当時）、斎藤一好副会長、仲田事務局長らが沖縄を訪れ、沖縄の芳沢弘明弁護士の仲介で、大田昌秀知事にも直接お会いして、調査報告書をつくって、ケープタウンで開かれるIADL大会に持ち込み、総会決議を得て、さらにアメリカ政府や国連に訴えるという壮大な計画を実施することになったが、肝心の報告書の基礎となる沖縄の状況や基地問題の概要をまとめる作業をお願いできる人材が見当たらなかった。とりわけ1969年に森川金寿弁護士の要請を受けて、ベトナム戦争への米軍基地の関与を調べたIADL第1次沖縄調査団との接点を盛り込む必要があった。このときは、ジョエ・ノルドマンIADL事務局長（当時）

と森川弁護士は、アメリカ民政府から入域を拒絶され、アメリカのトリュハフトNLG弁護士とインドのメノン裁判官だけは入域できたという曰く付きのいきさつがある。その歴史も踏まえて、沖縄米軍基地の歴史と現在を知悉し、短期間に要領よくまとめるのは難題であり、引き受け手が見つからないのは、ある意味で当然であった。事務局会議を何度も開いても打開策が見当たらなかったところ、颯爽と現れた鍛治先生は、実にきらくに「ボクがやろう」と引き受けさせてくださった。地獄に仮、旱天に慈雨とは、こういうことを言うのであろう。こうして、分厚い「国際法律家調査団在日米軍基地報告書」は日本語版・英語版とも完成し、その巻頭を鍛治先生の総説が飾ったのは、言うまでもない。



日本国際法律家協会『INTERJURIST』投稿論文について

趣旨

投稿論文は、平和、人権、国際等をテーマにしたもので、学術論文、研究ノート、実践報告、資料等、日本国際法律家協会の趣旨にそったカテゴリーの内容を掲載します。

投稿された学術論文、研究ノート、実践報告は査読の上、資料他は日本国際法律家理事会が承諾の上、編集委員会が最終的な掲載の可否を決定いたします。

1. 発行予定期 毎年2月、5月、8月、11月
2. 投稿原稿申込締切日 提出締切日の3か月前
3. 投稿原稿提出締切日 每年2月1日、8月1日
4. 投稿要件・投稿方法 別紙(49P)
5. 字 数 12,000字以内
6. 投稿申し込み方法

以下を jalisa@jalisa.info にお送りください。

①論文仮題

②要約(2000字以内)

③名前、住所、電話、FAX、メールアドレス

(お申込の受領メールを返信いたしますので、万一返信がない場合は再度ご連絡ください。)

日本国際法律家協会『INTERJURIST』「会員のページ」投稿について

趣旨

「会員のページ」の原稿は、平和、人権、国際等をテーマにしたもので、活動報告、書評等で、編集委員会が最終的な掲載の可否を決定いたします。

1. 投稿原稿提出締切日 隨時
2. 投稿要件 日本国際法律家協会の会員であること
3. 字 数 2,000字以内
4. 投稿申し込み方法

以下を jalisa@jalisa.info にお送りください。

こちらから、投稿原稿の締め切り日等をご連絡いたします。

①原稿仮題

②要約(200字以内)

③名前、住所、電話、FAX、メールアドレス

日本国際法律家協会『INTERJURIST』投稿規程

1. 原則として日本国際法律家協会会員とする。
2. 学会誌および雑誌などに未発表の論文であること。
3. 字数は、12,000字を厳守する。
4. 1ページ目に、表題、所属 / 職業、氏名、を明記する。
5. 最後に、投稿者の研究・実践分野を簡潔に明記する。
6. 半角数字を使用、カタカナは全角とする。
7. 使用する画像は、出所を明記し、執筆者の責任で転載許可の承諾を得る。
以上

【投稿方法】

論文を添付し、以下をE-mailで、編集委員会宛に送付してください。

- ① 名前、住所、電話、FAX、メールアドレス
- ② 論文のタイトル
- ③ カテゴリー(いずれか): 学術論文、研究ノート、実践報告、資料、その他
- ④ 論文内で使用した画像は別データで添付する。

【査読について】

2名以上の査読者が査読を行い、原稿掲載の可否は編集委員会が決定します。「採用」「不採用」「修正の上、再査読を要する」、「修正の上、採用」のいずれかの結果を出します。査読の結果は、それぞれ4月上旬、10月上旬までに投稿者にメールでお知らせします。査読においては、本誌の趣旨に合うものかどうかを判断するとともに、論旨と論述の方法が明確であるかどうか、創意に富んだものであるかどうか等を審査します。採用されたら1300字以内の要約の提出をお願いします。要約と論文は『INTERJURIST』と、日本国際法律家協会のHPに掲載いたします。

【著作権等】

掲載にあたり編集委員会は必要に応じて投稿原稿を編集する場合があります。本誌に掲載された原稿の著作権は投稿者に帰属しますが、『INTERJURIST』の編集出版権、複製、HP掲載の権利は日本国際法律家協会に帰属します。

日本国際法律家協会編集委員会 jalisa@jalisa.info

JALISA活動日誌

2015年

9月	28日	原発と人権 第2回実行委員会 出席
10月	2日	第6回理事会
	3日	平和への権利日本実行委員会
	24日	平和への権利日本実行委員会
	30日	組織財政問題委員会
11月	9日	原発と人権 第3回実行委員会 出席
	18日	第7回理事会
	21日	平和への権利日本実行委員会
12月	13日	日本国際法律家協会 第38回定期総会
	19日	平和への権利実行委員会

会議予定 2016年

1月	15日	第1回理事会
	23日	第1回COLAP日本準備会 平和への権利実行委員会
2月	27日	平和への権利実行委員会
3月	26日	平和への権利実行委員会

編集後記

新しい年が始まりました。年始早々、安倍首相は改憲意欲をむき出しにしました。緊急事態条項を憲法内に導入しようと目論んでいるようです。そのような改憲がなされると、安倍政権は、<災害対策><テロ対策>と称して予算を握り、人々の人権を踏みにじり、戦時体制を益々進めるでしょう。同時に特定秘密保護法が大活躍する社会となるでしょう。そのような状況にならないためにも、国内の運動のみならず、国際社会で活躍する民主的な法律家や団体との連携が求められます。今年のインターリューストには、日本の状況に抗するためにも、平和への権利や人権に関する国内外の情報をこれまで以上に積極的に掲載したいと考えております。また、今年から査読論文の投稿規定を公開しました(48~49ページ参照)。国際法律家協会の活動に関連する論文や、会員による報告原稿等も紹介したいと思っておりますので、積極的に投稿していただけますよう、お願い申し上げます。(清末愛砂)